

#### IV. 地域別整備の基本方針（地域別構想）

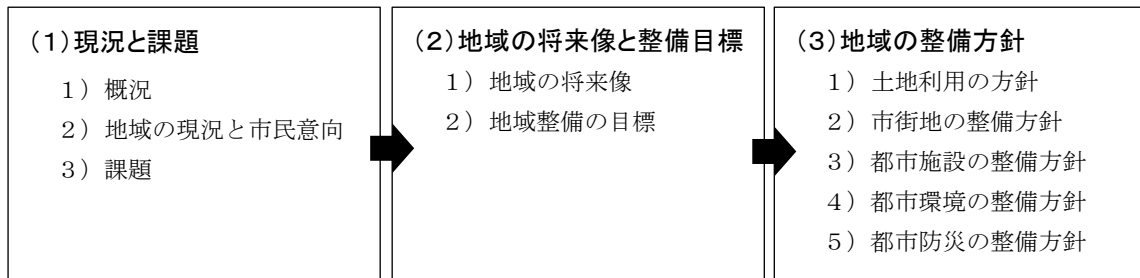
### IV. 地域別整備の基本方針（地域別構想）

#### 1. 地域別構想の基本的事項

##### （1）地域別構想の考え方

地域別構想は、全体構想で示された「目指すべき都市像」を受けて、土地利用の状況や市民生活圏などを考慮しながら、市域を一定の地域に区分し、その区分された地域ごとに将来目標を設定するなど、まちづくり計画を策定するものである。

##### 地域別の整備方針の構成



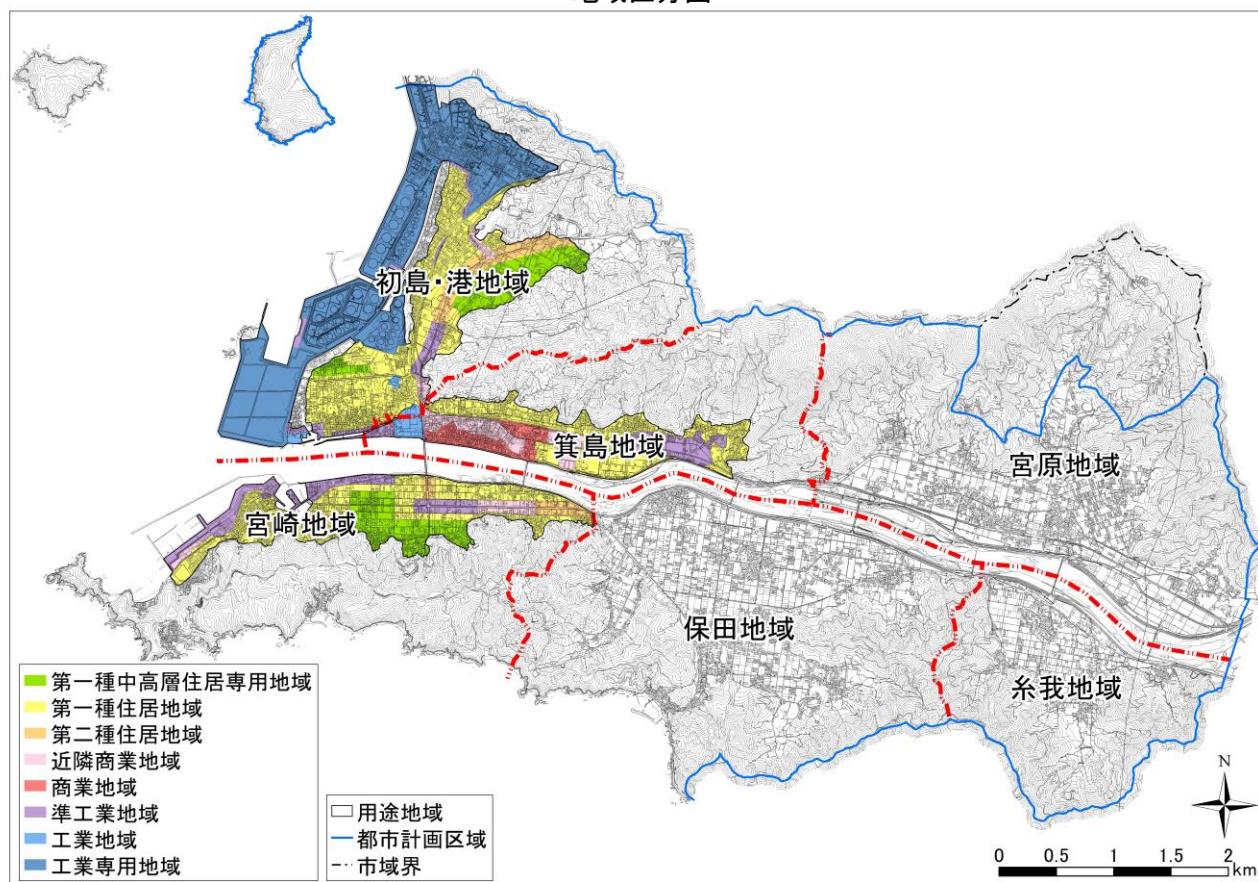
##### （2）地域設定の方針

地域設定は、有田市の成り立ちや市民活動などを考慮しながら、地形的条件を加味して、各地域のまちづくりが進めやすいように地域を区分する。

（3）地域区分の設定

地域区分	町名
箕島地域	箕島、新堂、山田原
初島・港地域	初島町里、初島町浜、港町
宮原地域	下中島、宮原町新町、宮原町須谷、宮原町東、宮原町道、宮原町畑、宮原町滝、宮原町滝川原
宮崎地域	宮崎町、古江見
保田地域	野、山地、千田、辻堂、星尾
糸我地域	糸我町中番、糸我町西

地域区分図



#### IV. 地域別整備の基本方針（地域別構想）

##### （4）地域別概況の比較

###### 1) 位置・面積・人口

地域名	面積(ha) <sup>※1</sup>	人口(人)／世帯数(世帯) <sup>※2</sup>	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
箕島	406 (11)	3,820 (13.4) ／ 1,523 (14.4)	905.2
初島・港	789 (21)	5,357 (18.8) ／ 2,100 (19.9)	734.8
宮原	844 (23)	5,154 (18.1) ／ 1,811 (17.1)	656.6
宮崎	609 (17)	5,581 (19.6) ／ 2,168 (20.5)	1136.7
保田	725 (20)	6,831 (24.0) ／ 2,381 (22.5)	1144.8
糸我	310 ( 8)	1,727人 (6.1) ／ 593 (5.6)	526.5

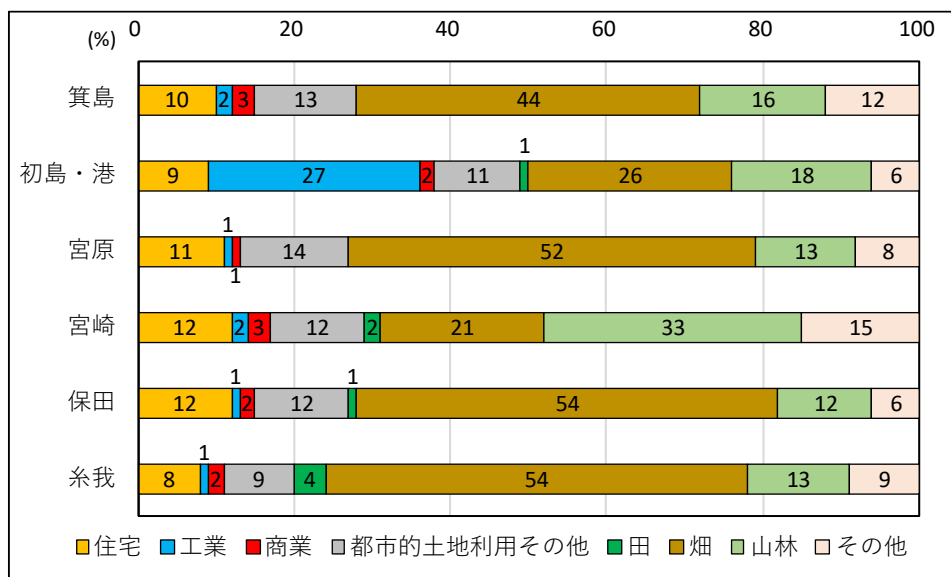
※1 有田川を含む。()内は市全体の面積に対する割合(%)

※2 ()内は市全体数に対する割合(%)

※3 市全体面積からGISを用いて算出した参考値

###### 2) 土地利用の現況用途別面積（都市計画区域内のみ）

箕島地域では商業用地、初島・港地域では工業用地が他地域に比べ大きい。宮原地域や保田地域、糸我地域では畑が比較的大きい。



※1 都市的土地利用は、その他空地、公共施設用地、公共空地、交通施設用地、道路用地を含む。

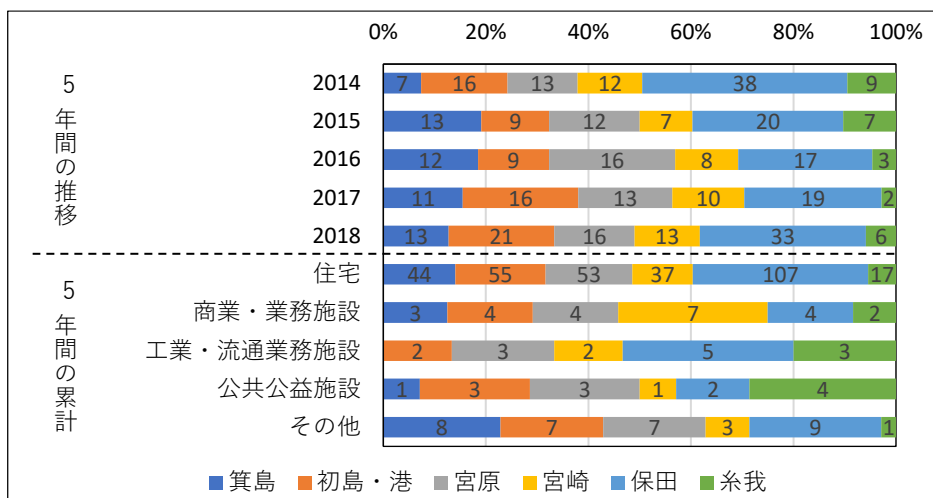
※2 畑は果樹園を含む。

※3 その他は水面、その他自然地を含む。

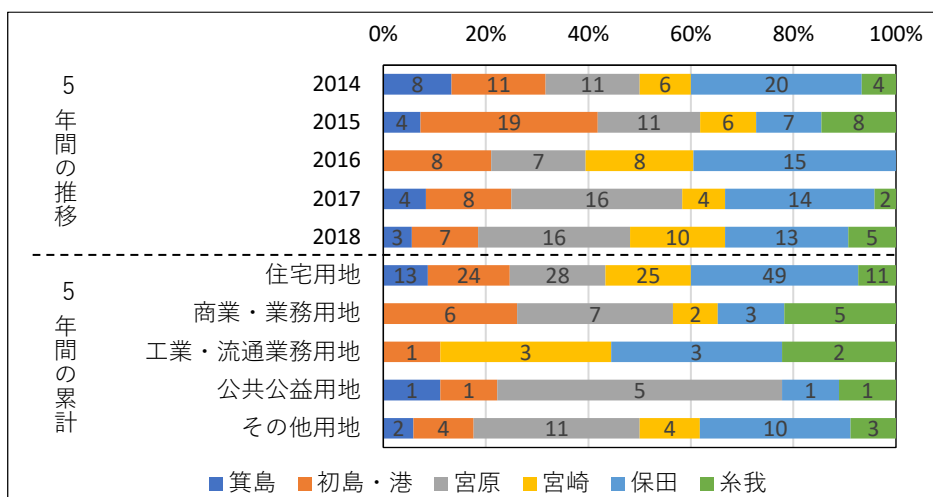
※4 都市計画基礎調査の土地利用現況データからGISを用いて算出した参考値

3) 開発動向

① 新築動向



② 農地転用動向



※グラフ中の整数は件数

## 2. 箕島地域の整備方針

### （1）現況と課題

#### 1) 概況

海運の積出港であった港町の業務・居住地として栄え、大正13年（1924年）に紀勢西線の開通によって現在の JR 箕島駅が設置されたことで、行政、業務、商業の機能集積が進んできた。

#### 2) 地域の現況と市民意向

##### ① 土地利用

- ・地域全体が都市計画区域に含まれ、長峰山脈を除く平野部では用途地域を指定している。
- ・商業地域では、準防火地域を指定している。
- ・JR 箕島駅周辺の既存市街地は、人口密度の維持による生活サービスやコミュニティの持続性の確保のため、有田市立地適正化計画にて居住誘導区域及び都市機能誘導区域を指定している。
- ・果樹園を含む農用地は、農用地区域を指定している。
- ・都市計画道路箕島停車場線（駅前通り）東側の中心市街地は、商業地域を指定し、商業用地や公益施設用地が集積している。
- ・都市計画道路箕島停車場線（駅前通り）と国道480号（かもめ通り）の沿道は、商業地域を指定し、商店街では店舗併用住宅と専用住宅が混在している。
- ・箕島小学校より西側の中心市街地の外周部は、住宅や寺院、幼稚園などの公益施設用地と小規模な店舗などの商業用地が混在している。
- ・JR 線北側や和歌山県立箕島高等学校などの学校の東側では、専用住宅が多い。また、新町交差点東側の都市計画道路望月港線沿道及び JR 線沿いでは、工業用地と住宅用地が一部混在している。
- ・新堂や山田原の農村集落周辺は準工業地域を指定し、蚊取り線香工場などの地場産業の工業用地がある。
- ・国道42号有田大橋より西側は、大規模な工場などの工業用地がある。
- ・長峰山脈の山麓では専用住宅を中心とした住宅地があり、果樹園などの農用地がある。

##### ② 市街地・集落地

- ・近年の新築動向は住宅が多く、国道480号沿道では業務施設の新築もみられる。
- ・JR 紀勢本線北側の字城山などでは、建物用地への農地転用がみられる。
- ・市街地の生活道路は、ほとんどの道路が幅員4m未満である。また、公園などのオープンスペースが少なく、空き家の増加が懸念される密集市街地がある。
- ・都市計画道路箕島停車場線（駅前通り）東側は、市役所や市民会館などの公共施設、銀行や事務所などの業務施設、大規模小売店舗などの商業施設が集積した中心市街地である。
- ・JR 箕島駅前には駐車場や駐輪場が整備され、広域公共交通機関と市内の公共交通機関や自家用車、自転車などをつなぐ交通拠点である。

- ・都市計画道路箕島停車場線（駅前通り）、国道 480 号（かもめ通り）沿道の商店街は、一方通行で道路幅員が狭く、宅地規模の小さい店舗や住宅が密集し、空き家もある。
- ・JR 箕島駅西側の中心市街地外周部の、国道 42 号や都市計画道路望月港線の沿道を除く地区では、道路幅員が狭く、公園などのオープンスペースが少ない上に、敷地規模が小さい密集市街地である。
- ・JR 線北側の平野部は、低層住宅を中心とした住宅地が形成されている。
- ・山田原は、専用住宅を中心とした農村集落が形成され、宅地規模は市街地に比べると大きい道路幅員が狭く、公園などのオープンスペースが少ない。
- ・空き家が多く点在し、今後も増加が懸念される。

### ③ 都市施設

- ・広域幹線道路である国道 42 号と国道 480 号が通り、有田海南道路の整備が進んでいる。また、都市計画道路望月港線、都市計画道路箕島停車場線が概成している。
- ・都市公園は整備されておらず、その他の公園もない。
- ・都市下水路やポンプ場が整備されているが、激甚化する降雨状況に対応するため、雨水公共下水道（箕島排水区）の整備が進んでいる。
- ・市役所や市民会館、文化福祉センター、公民館、箕島小学校、箕島中学校、箕島高等学校などの公共施設や教育文化施設がある。

### ④ 都市環境

- ・有田川に面した平野部や長峰山脈の斜面は農地が広がり、潤いある田園景観を形成している。
- ・箕嶋神社などの神社仏閣があり、境内には社寺林などの緑地がある。
- ・長峰山脈に保安林がある。
- ・JR 箕島駅周辺は、「有田市美しいまちづくり条例」による特定美観地域に指定されている。
- ・木造大日如来坐像、木造天部立像などの彫刻や一本松古墳、その他美術工芸品などの文化財がある。

### ⑤ 都市防災

- ・JR 箕島駅南側の市街地周辺では、準防火地域を指定している。
- ・計画規模降雨では新堂や山田原の平野部を中心に、浸水深 3.0～5.0m未満の浸水が想定される場所がある。想定最大規模降雨では地域東部の平野部を中心に、浸水深 5.0～10.0m未満の浸水が想定される場所がある。
- ・山地付近では土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、砂防指定地に指定される場所がある。
- ・箕島や新堂の平野部では、東海・東南海・南海 3 連動地震の際に浸水深 0.01～1.0m、南海トラフ巨大地震の際に浸水深 1.0～2.0mの津波浸水が予測される場所がある。
- ・指定避難所が 4 か所ある。

#### IV. 地域別整備の基本方針（地域別構想） 箕島地域

##### ⑥ 地域の将来イメージに関する市民意向

- ・道路の沿道には店舗が建ち並ぶ住宅地
- ・美しい山や川、海などの自然や農地が多い地域
- ・一戸建ての住宅を中心とした静かな住宅地

#### 3) 課題

##### ① 地域づくり全体の課題

- ・中心市街地の商業・業務施設の集積維持や利便性の向上などによる魅力ある市街地の形成

##### ② 土地利用の課題

- ・都市機能誘導区域への都市機能増進施設の誘導
- ・商業用地と住宅地、工業地などが調和した合理的な土地利用の誘導
- ・工業地における生産環境の保全と集積促進
- ・優良農地や山林の保全と活用の促進

##### ③ 市街地・集落地の課題

- ・中心市街地における行政サービスや業務、商業機能の集積維持、機能向上
- ・狭い道路の解消やオープンスペースの確保などによる密集した市街地の安全性の向上
- ・空き家の増加抑制と利活用の促進

##### ④ 都市施設の課題

- ・広域交通網や市内幹線道路網の利便性の向上
- ・道路のバリアフリー整備の促進などによる安全で快適な道路環境の形成
- ・日常の憩いや散歩のための広場や公園などの整備検討
- ・雨水公共下水道の整備推進
- ・個別処理施設の適切な維持管理と合併処理浄化槽への転換の促進
- ・公益施設の集積維持と合理的な管理運営の推進

##### ⑤ 都市環境の課題

- ・中心市街地及び交通拠点としてふさわしい都市環境と美しい都市景観の形成
- ・文化財の保存や継承と歴史的景観の保全及び観光資源としての活用
- ・有田川や長峰山脈などの自然環境や自然景観の保全

##### ⑥ 都市防災の課題

- ・市街地の防災性の向上と避難先や防災拠点の整備
- ・海岸部や有田川流域における津波や水害などの自然災害への防災対策
- ・自主防災組織などのコミュニティの形成促進

## （2）地域の将来像と整備目標

### 1）箕島地域の将来像

行政サービスや教育文化、商業などの都市機能が充実した、  
新たな交流を育む賑わいのまち

### 2）地域整備の目標

1. 交通結節点である JR 箕島駅の利便性向上と商業や業務機能の集積による賑わい形成
2. 住宅用地や産業用地、農地などが調和した快適な都市環境の形成
3. 災害に強く、安心して過ごせる中心市街地の形成

## （3）地域の整備方針

### 1）土地利用の方針

#### ① 中心市街地

- ・交通結節点である JR 箕島駅周辺及び国道 480 号沿道の商業・業務、行政サービス機能が集積した中心市街地は、商業施設や業務施設などを適切に誘導し、利便性が高く魅力ある市街地の形成を図る。
- ・特に、国道 480 号（かもめ通り）の沿道は、沿道型の商業地として商業系の土地利用を促進するとともに、商店街は商業用地と住宅用地が調和した土地活用を図る。

#### ② 住宅地

- ・中心市街地の外周部や JR 線北側は、公益施設用地や産業用地と調和した快適な住宅地の保全を図る。
- ・山田原の山林に面した住宅地は土砂災害対策を強化し、自然環境や工業用地と調和した安全で快適な住宅地の形成を図る。
- ・洪水や土砂災害などの災害リスクが高い住宅地では、防災対策を強化し安全な住環境の形成を図る。

#### ③ 工業地

- ・国道 480 号沿道の工業地は蚊取り線香生産などの地場産業の振興のため、工場の集積を維持し、周辺の住環境や農地との調和を図る。
- ・国道 42 号西側の工業地は工場の集積を維持し、効率的な土地利用の促進を図る。

#### ④ 自然環境保全地

- ・長峰山脈の山林は優れた自然環境として保全しながら、観光資源として活用を図る。
- ・山の斜面に広がる農地は、周囲の森林との調和を図りながら保全する。
- ・法適用は、自然公園区域と白地地域などによる規制誘導を行う。



⑤ 水辺保全地

- ・有田川とその沿岸は、洪水や津波などの自然災害に対する防災機能の強化を図るとともに、水辺の自然環境を保全し、親水空間としての活用を図る。

2) 市街地の整備方針

① 都市機能誘導エリア

- ・JR 箕島駅周辺の中心市街地は、空き店舗や公益施設、公有地など既存ストックを活用しながら、日常サービス機能及び質の高い都市機能の維持、確保を図る。また、交通や商業・業務、行政、生活交流などの機能が集中的に配置された魅力ある賑わいづくりに向け、市街地の再生、再構築を図る。
- ・都市施設は、有田市立地適正化計画に基づいた誘導施設を整備するとともに、JR 箕島駅前広場は今後、民間活力を活用しながら効率的な活用を図る。

② 市街地環境向上エリア

- ・密集市街地は、空き家の適切な管理や撤去を促進し、道路幅員の確保などを推進することで、災害に強い安全な市街地の形成を図る。

③ 集落環境保全エリア

- ・山田原の農村集落は道路幅員やオープンスペースの確保、災害対策などにより、安全で快適な住環境の形成と、公民館などを中心としたコミュニティの維持を図る。

3) 都市施設の整備方針

① 交通ネットワークの整備方針

- ・広域幹線道路網を形成する国道 42 号と国道 480 号は、地域の状況に応じて必要な整備を促進し、都市間の連携強化と安全性の向上を図る。
- ・整備中の有田海南道路は、早期供用開始を目指し国や県に働きかけるとともに、広域幹線道路の円滑な接続を推進し、安全で快適な広域幹線道路網の形成を図る。
- ・県道と一級市道は、広域幹線道路網を補完する市内幹線道路網として、地域の状況に応じて必要な整備を促進あるいは推進し、都市間の連携強化と安全性の向上を図る。
- ・都市計画道路は、現在事業中の愛宕川端線を整備するとともに、交通需要を考慮した上で優先度の高い路線から整備を図る。また、必要に応じて計画の見直しを行い、合理的な道路計画の策定と整備を推進する。
- ・市街地を通る生活道路は通過交通の低減を図りながら、地域住民と協働して適切な維持、管理を推進し、セットバックを促進するなど安全な幅員の確保を図る。
- ・JR 箕島駅は、民間活力と連携しながら駅前広場の効率的な活用を検討し、交通結節機能の強化を図る。また、鉄道やバス交通などの機能充実や連携の促進により、便利で持続性の高い公共交通の形成を図る。

② 公園緑地の整備方針

- ・必要に応じて、日常の憩いのための公園や広場、緑道などの整備を図る。
- ・既存の公共施設では、植樹などの敷地内緑化を行い、新たに計画、整備する公共施設では、敷地内緑地の確保や屋上、壁面の建物緑化を図る。
- ・歴史とともに形成され、地域住民に親しまれた風景である社寺林などは、地域固有の貴重な緑地空間として保全を促進する。

③ 河川・下水道の整備方針

- ・有田市雨水公共下水道を整備し、洪水に強い都市環境の形成を図る。
- ・個別処理施設の維持管理体制づくりを検討するとともに、合併処理浄化槽の計画的な整備を継続して行い、単独処理浄化槽などからの転換を促進する。

4) 都市環境の整備方針

① 市街地の景観の形成・保全

- ・土地利用の用途を適切に誘導するとともに、市街地に介在する農地や緑地、河川との調和を図る。特に、工業地の景観は、周囲の住宅地や緑地、山林に配慮した景観の形成を促進する。
- ・幹線道路沿道では、沿道景観として連続性や統一性が感じられる景観形成を図り、必要に応じて歩道などの無電柱化を図る。
- ・JR 箕島駅と都市計画道路箕島停車場線（駅前通り）は、有田市の玄関口であることから、歩道や建物などの色彩やデザインのコントロール、サインの統一など、有田市のシンボルロードとしての景観形成を図る。
- ・公共施設は、植栽や外観を適切に管理するとともに、改修や新設にあたっては住民の意見を取り入れ、住民に親しまれる施設となるように整備を行う。
- ・「有田市美しいまちづくり条例」の特定美観地域に指定された JR 箕島駅周辺では、住民と行政が連携しながら美しい景観形成を図る。
- ・市街地に隣接した山の斜面や平野部に広がるみかん畑などの農地は、住環境などへ配慮しながら身近な緑地空間として保全するとともに、市民農園など住民が緑や土に親しめる緑地としての多様な利活用を図る。

② 文化的・歴史的景観の保全

- ・箕嶋神社などの神社仏閣やそのほかの文化財などの歴史的景観は、地域資源への住民の愛着を育むとともに、観光資源としての活用と将来への継承を図る。

#### IV. 地域別整備の基本方針（地域別構想） 箕島地域

##### ③ 自然環境・自然景観の保全

- ・有田川は有田市のシンボルとして保全し、住民に親しまれる親水空間の形成を図る。
- ・農地、保安林などの自然環境を保全するとともに、貴重な地域資源としての活用を図る。

##### ④ 観光地の形成

- ・有田海南道路の開通による渋滞解消や所要時間の短縮をPRし、観光交流機能の向上を図る。

#### 5) 都市防災の整備方針

##### ① 地震災害（津波を含む）

- ・準防火地域を含む市街地では、建築物の不燃化を促進するとともに、老朽建築物の倒壊を防ぐため、住宅などの耐震化を促進する。特に、避難所や防災拠点施設、公益施設などは、施設の耐震化や不燃化を行う。工業地では津波への対応強化を促進する。
- ・津波浸水が想定される地区では、津波避難計画に従い、避難目標地点の周知や避難意識の向上を行う。
- ・必要に応じて新たな避難先や避難路の確保を図る。また、密集した市街地では、危険なブロック塀の撤去や無電柱化、道路拡幅などにより、避難路や防災拠点施設へのアクセス道路の安全性の向上を図るとともに、防災意識の啓発や避難先の周知を行う。
- ・緊急輸送道路に位置づけられている有田海南道路の早期供用開始を目指し、国や県に働きかけていく。
- ・自主防災組織による避難訓練や防災訓練は、今後も実施を促進する。

##### ② 水害

- ・雨水公共下水道を整備するとともに、必要に応じて浸透性舗装の整備などを行う。
- ・自主防災組織による避難訓練や防災訓練は今後も実施を促進するとともに、防災情報の伝達やハザードマップによる危険の周知などの被害を軽減させる取組を行い、より水害に強い地域づくりを目指す。

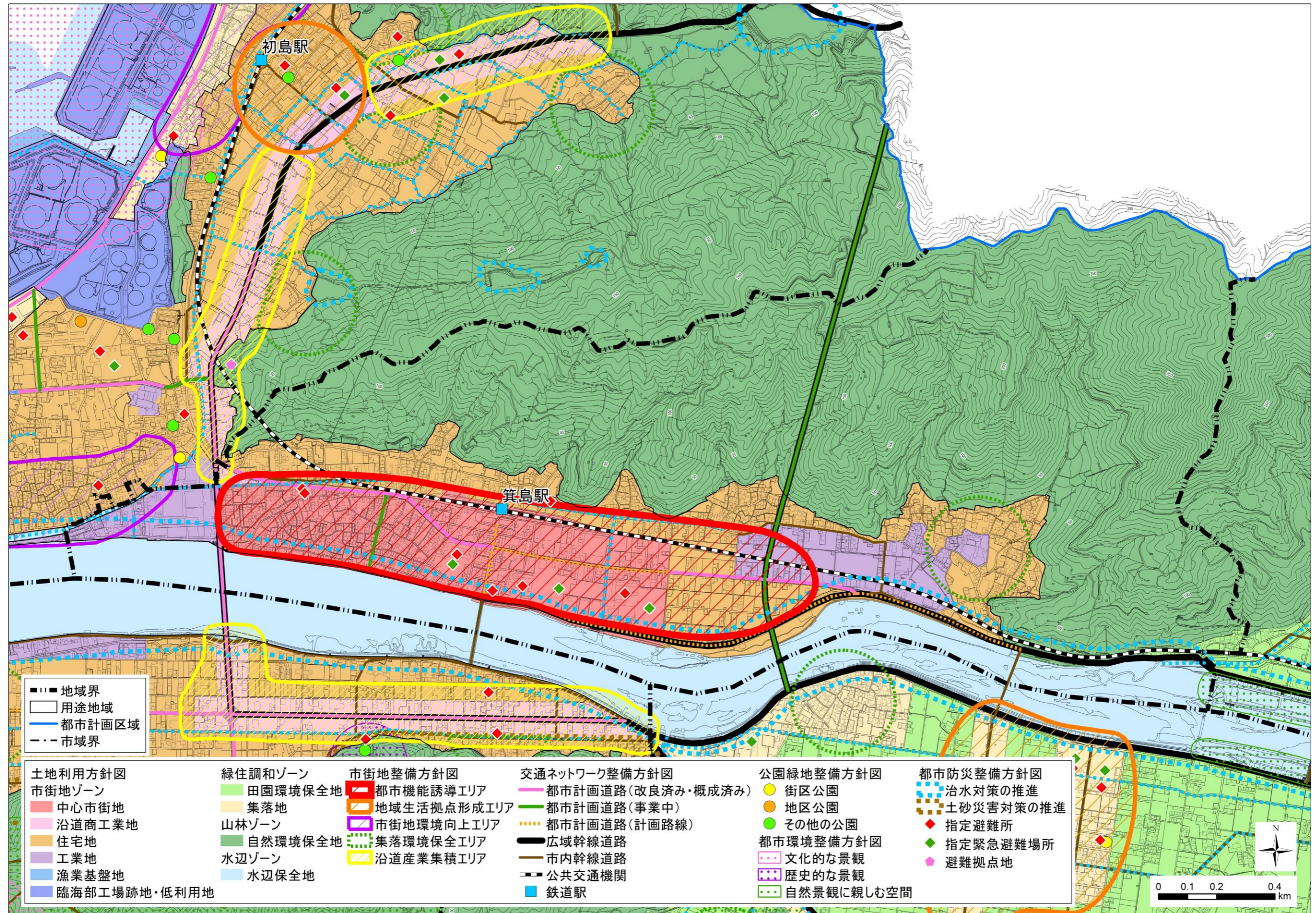
##### ③ 土砂災害

- ・土砂災害警戒区域などでは防災施設の整備を行うとともに、より安全な場所へ宅地の誘導を図る。
- ・土砂災害警戒区域などの現状把握と定期的なパトロールの実施、ハザードマップなどによる住民への周知、集中豪雨や地震時の警戒体制の確立を行う。

##### ④ 都市災害

- ・市街地では消防活動に必要な街路空間の確保や建物の不燃化などを促進する。また、大規模施設などは、消防活動空地の確保など消防機能の向上のための指導を行う。
- ・幹線道路及び幼稚園や小学校などの周辺道路は、歩行者の安全性の確保を図る。

箕島地域整備方針図



### 3. 初島・港地域の整備方針

#### （1）現況と課題

##### 1）概況

港町は海運の積出港として形成され、その後、紡績工場が立地し電線工場に転換するなど、工場が立地するまちとして集積が進んだ。初島町は昭和13年（1938年）に現在のJR初島駅が設置され、昭和16年（1941年）に石油工場が立地したことで、社宅などの従業員用の住宅や関連工場などが立地し市街地が形成されてきた。

##### 2）地域の現況と市民意向

###### ① 土地利用

- ・沖ノ島を除く地域全体が都市計画区域に含まれ、長峰山脈を除く平野部では用途地域を指定している。
- ・臨海部は、臨港地区が指定されている。
- ・果樹園を含む農用地は、農用地区域を指定している。
- ・国道42号沿道は、商業用地や工業用地などが集積している。
- ・初島町浜と港町の都市計画道路西浜新田線の東側沿道には、住宅用地を中心に商業用地や工業用地が混在した市街地があるが、用途地域は指定していない。
- ・初島町浜は、臨海部の工業用地を除くと住宅用地が広がり、商業用地が一部混在している。JR線以东では、住宅用地や農地がある。
- ・港町は、内川沿いを中心に、住宅を主とした市街地が形成され、一部に商業用地がある。また、都市計画道路弓場港線（産業道路）沿道では、住宅用地や農地が混在している。
- ・初島町浜と港町の臨海部は、太陽光発電施設などがある。
- ・初島町里は、国道42号沿道の後背地に住宅地があり、果樹園などの農用地がある。

###### ② 市街地・集落地

- ・近年の新築動向は住宅が多く、JR初島駅の周辺や港町の内陸部でみられる。
- ・港町の内陸部の農地を中心に、住宅などの建物用地への農地転用がみられる。
- ・市街地や集落地の生活道路は、ほとんどの道路が幅員4m未満である。また、空き家の増加が懸念される密集した市街地や集落地がある。
- ・JR線南側の国道42号沿道は、小売店舗を中心とした沿道型商業施設が集積している。
- ・初島町浜と初島町里のJR線東側は、初島公民館や初島小学校などの教育文化施設がある。
- ・都市計画道路西浜新田線沿道の初島町浜側は、業務施設や公共施設、医療福祉施設があり、港町側では低層住宅や工業施設が混在し生活道路の幅員が狭く、密集市街地である。
- ・初島町浜のJR線西側は低層住宅を中心とした市街地で、一部に工場がある。公園などのオープンスペースはあるが、生活道路の幅員が狭く敷地規模が小さい密集市街地である。
- ・初島町里の集落は生活道路の幅員が狭いが、密集市街地と比べ敷地規模は大きい。
- ・都市計画道路弓場港線（産業道路）の北側は低層住宅が中心で、適切な規模の街区構成による市街地がある。

#### IV. 地域別整備の基本方針（地域別構想） 初島・港地域の整備方針

- ・内川沿いは低層住宅を中心とした市街地で、商業施設や業務施設が一部ある。道路幅員が狭く、公園などのオープンスペースは少ない上に、敷地規模が小さい密集市街地である。
- ・空き家が多く点在し、今後も増加が懸念される。

##### ③ 都市施設

- ・広域幹線道路である国道 42 号（都市計画道路弓場古江見線）が通る。また、都市計画道路弓場港線、西浜新田線を整備している。
- ・都市公園 3 か所（うち、地区公園 1 か所は整備中）、その他の公園など 9 か所がある。
- ・都市下水路やポンプ場が整備されているが、激甚化する降雨状況に対応するため、雨水公共下水道（初島排水区、港排水区、港東排水区）の整備が進んでいる。
- ・臨海部の港湾、工業地は、和歌山下津港湾として昭和 40 年（1965 年）に特定重要港湾に指定され、埠頭用地などとして利用されている。
- ・公民館や初島小学校などの教育文化施設や、第 1 種漁港の初島漁港がある。

##### ④ 都市環境

- ・初島漁港は、整備された漁業基盤をはじめ、漁業を主とする特徴的な文化的景観を形成している。
- ・長峰山脈の斜面は農地が広がり、潤いある田園景観を形成している。
- ・天神社や正善寺、國主神社などの神社仏閣があり、境内には社寺林などの緑地がある。
- ・長峰山脈に保安林がある。
- ・特色あるレクリエーション資源として、地ノ島には海水浴場がある。
- ・JR 初島駅周辺は、「有田市美しいまちづくり条例」による特定美観地域に指定されている。
- ・文化財（美術工芸品など）がある。

##### ⑤ 都市防災

- ・初島町里の平野部の一部や港町の有田川に近い地区では、浸水深 0.5～3.0m 未満の浸水が想定される場所がある。
- ・山地付近では土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、砂防指定地に指定される場所がある。
- ・星越池と北野池、薬師池、弓場池、皿池、新池の決壊時に、ため池の下流地域で浸水が想定される場所がある。
- ・初島町浜や港町の臨海部では、東海・東南海・南海 3 連動地震の際に浸水深 2.0～3.0m、南海トラフ巨大地震の際に浸水深 3.0～5.0m の津波浸水が予測される場所がある。
- ・指定避難所が 8 か所ある。河北地区避難拠点地が整備されている。

⑥ 地域の将来イメージに関する市民意向

- ・一戸建ての住宅を中心とした静かな住宅地
- ・道路の沿道には店舗が建ち並ぶ住宅地
- ・美しい山や川、海などの自然や農地が多い地域

3) 課題

① 地域づくり全体の課題

- ・漁業や農業、工業、商業などの産業と住環境が調和した、合理的で安全、快適な市街地や集落地の形成

② 土地利用の課題

- ・産業用地と住宅地や森林などの自然地などが調和した合理的な土地利用の誘導
- ・工業地における生産環境の保全と集積促進
- ・優良農地や山林の保全と活用の促進
- ・漁港の適切な整備と効率的な維持管理による漁業の活性化

③ 市街地・集落地の課題

- ・駅周辺や幹線道路沿道の生活利便施設などの集積維持
- ・狭い道路の解消やオープンスペースの確保などによる密集した市街地や集落地の安全性の向上
- ・空き家の増加抑制と利活用の促進

④ 都市施設の課題

- ・広域交通網や市内幹線道路網の利便性の向上
- ・道路のバリアフリー整備の促進などによる安全で快適な道路環境の形成
- ・公園や緑地の適切な維持管理
- ・雨水公共下水道の整備推進
- ・個別処理施設の適切な維持管理と合併処理浄化槽への転換の促進

⑤ 都市環境の課題

- ・交通拠点としてふさわしい都市環境と美しい都市景観の形成
- ・文化財の保存や継承と歴史的景観の保全及び観光資源としての活用
- ・地ノ島や沖ノ島、長峰山脈などの自然環境や自然景観の保全

⑥ 都市防災の課題

- ・市街地や集落地の防災性の向上と避難先や防災拠点の整備
- ・海岸部や有田川流域、ため池周辺での津波や水害などの自然災害への防災対策
- ・自主防災組織などのコミュニティの形成促進

（2）地域の将来像と整備目標

---

1）初島・港地域の将来像

住民や来訪者が集い、楽しみ、安心安全に暮らし続けられる、活力ある産業のまち

2）地域整備の目標

1. 港湾や沿道の商工業地と農地や住宅地の調和
2. 自然環境やレクリエーション施設などの観光資源の活用
3. 災害に強く、安心して過ごせる市街地の形成

（3）地域の整備方針

---

1）土地利用の方針

① 沿道商工業地

- ・国道42号沿道は、周辺の住環境や営農環境との調和に配慮しながら、広域幹線道路の利便性を生かして商業施設や業務施設、工場などを誘導し、商業系や工業系の土地利用誘導を図る。

② 住宅地

- ・JR初島駅周辺は公益施設用地などの集積を維持しながら、快適な住環境の形成を図る。
- ・初島町里の山林に面した住宅地は浸水害や土砂災害の対策を強化し、自然環境と調和した安全で快適な住宅地の形成を図る。
- ・港町の密集した住宅地は産業用地などの集積を維持しながら、快適な住環境の形成を図る。必要に応じて準防火地域などの法指定を図る。
- ・津波や土砂災害などの災害リスクが高い住宅地では、防災対策を強化し安全な住環境の形成を図る。

③ 工業地

- ・港町の有田川に面した工業地は周囲の住宅に配慮しながら、漁業や運輸などの産業施設の集積を維持し、効率的な土地利用を図る。

④ 漁業基盤地

- ・初島漁港は漁業関連施設などの集積を維持し、漁業の活性化に資する漁業基盤地の形成を図る。

⑤ 臨海部工場跡地・低利用地

- ・大規模工場の跡地は、新たな賑わいの創出につながる土地活用を土地所有者などに働きかけるとともに、和歌山県などの関係機関や住民と調整を行い、適切な土地利用の誘導を推進する。



- ・土地活用の具体化に合わせて、周辺の住宅や公共施設などとの調和に向け、新たな規制誘導手法の検討を推進する。

⑥ 田園環境保全地

- ・初島町里の集落は、住環境と調和した田園環境の保全を図る。

⑦ 集落地

- ・周辺と一体的な市街地を形成している都市計画道路西浜新田線沿道は、市街地と調和した合理的な土地利用の実現に向け、必要に応じた用途地域の指定や道路の位置指定などにより、適切な土地利用の規制誘導を図る。

⑧ 自然環境保全地

- ・地ノ島や沖ノ島、長峰山脈の山林は、優れた自然環境として保全しながら、観光資源として活用を図る。
- ・山の斜面に広がる農地は、周囲の森林との調和を図りながら保全する。
- ・法適用は、自然公園区域と白地地域における建ぺい率や容積率などの規制誘導を行う。

⑨ 水辺保全地

- ・有田川とその沿岸や紀伊水道に面する海岸は、洪水や津波などの自然災害に対する防災機能の強化を図るとともに、水辺の自然環境を保全し、親水空間としての活用を図る。

2) 市街地の整備方針

① 地域生活拠点形成エリア

- ・JR 初島駅周辺は住環境との調和を図りながら、地域の日常生活を支える交通、商業などの機能集積により地域生活拠点の形成を図る。
- ・駅舎の老朽化が進む JR 初島駅は、鉄道事業者と連携しながら駅前空間の整備を図る。

② 市街地環境向上エリア

- ・内川周辺や JR 初島駅周辺の市街地は、空き家の適切な管理や撤去を促進し、道路幅員の確保などを推進することで、災害に強い安全な市街地の形成を図る。

③ 集落環境保全エリア

- ・初島町里の集落は道路幅員やオープンスペースの確保、災害対策などによる安全で快適な住環境の形成と、集会所などを中心としたコミュニティの維持を図る。

## IV. 地域別整備の基本方針（地域別構想） 初島・港地域の整備方針

### ④ 沿道産業集積エリア

- ・国道 42 号沿道は道路景観や周辺の住環境及び田園環境に配慮しながら、広域交通網を生かした産業施設の集積促進を図る。

## 3) 都市施設の整備方針

### ① 交通ネットワークの整備方針

- ・広域幹線道路網を形成する国道 42 号は、地域の状況に応じて必要な整備を促進し、都市間の連携強化と安全性の向上を図る。
- ・県道と一級市道は、広域幹線道路網を補完する市内幹線道路網として、地域の状況に応じて必要な整備を促進あるいは推進し、都市間の連携強化と安全性の向上を図る。
- ・都市計画道路は交通需要を考慮した上で優先度の高い路線から整備を図る。また、必要に応じて計画の見直しを行い、合理的な道路計画の策定と整備を推進する。
- ・市街地や集落地を通る生活道路は通過交通の低減を図りながら、地域住民と協働して適切な維持管理を推進し、セットバックを促進するなど安全な幅員の確保を図る。
- ・JR 初島駅を交通拠点とし、鉄道やバス交通などの機能充実や連携促進により、便利で持続性の高い公共交通の形成を図る。また、誰もが利用しやすい施設整備に向け、バリアフリー化の検討を促進する。

### ② 公園緑地の整備方針

- ・街区公園やその他の公園は、誰もが安心して利用できる身近な公園として、住民が主体となり、行政と連携しながら適切な維持管理を行う。
- ・必要に応じて、日常の憩いのための公園や広場、緑道などの整備を図る。
- ・整備中の有田市健康スポーツ公園（地区公園）は、多目的グラウンドや屋根付き多目的ひろばなどが設置予定であり、完成後は、隣接の水泳場と合わせて、有田市の新たなレクリエーションの拠点として適切な管理、運営を推進する。
- ・既存の公共施設では、植樹などの敷地内緑化を行う。
- ・歴史とともに形成され、地域住民に親しまれた風景である社寺林などは、地域固有の貴重な緑地空間として保全を促進する。

### ③ 河川・下水道の整備方針

- ・警戒を要する星越池と北野池、薬師池、弓場池、皿池、新池は、管理者などによる適切な維持管理を促進するとともに、ため池ハザードマップの周知を行う。
- ・有田市雨水公共下水道を整備し、洪水に強い都市環境の形成を図る。
- ・個別処理施設の維持管理体制づくりを検討するとともに、合併処理浄化槽の計画的な整備を継続して行い、単独処理浄化槽などからの転換を促進する。

## 4) 都市環境の整備方針

## ① 市街地の景観の形成・保全

- ・土地利用の用途を適切に誘導するとともに、市街地に介在する農地や緑地、河川、海浜との調和を図る。特に、工業地の景観は、周囲の住宅地や緑地、山林に配慮した景観の形成を促進する。
- ・幹線道路沿道では、沿道景観として連続性や統一性が感じられる景観形成を図り、必要に応じて歩道などの無電柱化を図る。
- ・公共施設は、植栽や外観を適切に管理するとともに、改修や新設にあたっては住民の意見を取り入れ、住民に親しまれる施設となるように整備を行う。
- ・「有田市美しいまちづくり条例」の特定美観地域に指定された JR 初島駅周辺では、住民と行政が連携しながら美しい景観形成を図る。
- ・市街地に隣接した山の斜面や平野部に広がるみかん畑などの農地は、住環境などへ配慮しながら身近な緑地空間として保全するとともに、市民農園など住民が緑や土に親しめる緑地としての多様な利活用を図る。

## ② 文化的・歴史的景観の保全

- ・漁業に係る文化的景観が形成されている初島町浜や港町は、地域と漁業の活性化を推進しながら、漁業を中心とした文化的景観の保全を図る。
- ・天神社、正善寺、國主神社などの神社仏閣やそのほかの文化財などの歴史的景観は、地域資源への住民の愛着を育むとともに、観光資源としての活用と将来への継承を図る。

## ③ 自然環境・自然景観の保全

- ・地ノ島の海水浴場などの海岸を活用した親水空間の保全を図る。
- ・ため池や水路は、自然環境や生態系に配慮した農業生産基盤としての施設の維持管理などを促進し、安全な水辺空間の形成を図る。
- ・社寺林や農地、保安林などの自然環境を保全するとともに、貴重な地域資源としての活用を図る。
- ・西海岸エリア誘客プロジェクトに含まれる地ノ島は、自然景観を保全し、住民の愛着を育み、観光資源としての魅力を高め、交流人口の増加を図る。

## 5) 都市防災の整備方針

## ① 地震災害（津波を含む）

- ・市街地や集落地では、建築物の不燃化を促進するとともに、老朽建築物の倒壊を防ぐため、住宅などの耐震化を促進する。特に、避難所や防災拠点施設、公益施設などは、施設の耐震化や不燃化を行う。工業地では津波への対応強化を促進する。
- ・津波浸水が想定される地区では、津波避難計画に従い、避難目標地点や津波避難ビルの周知や避難意識の向上を図る。

#### IV. 地域別整備の基本方針（地域別構想） 初島・港地域の整備方針

- ・必要に応じて新たな避難先や避難路の確保を図る。また、密集した市街地や集落地では、危険なブロック塀の撤去や無電柱化、道路拡幅などにより、避難路や防災拠点施設へのアクセス道路の安全性の向上を図るとともに、防災意識の啓発や避難先の周知を行う。
- ・海水浴客などの観光客が円滑に避難できるように、避難先の表示や誘導看板の設置など、避難環境の整備を推進する。
- ・自主防災組織による避難訓練や防災訓練は、今後も実施を促進する。

##### ② 水害

- ・星越池と北野池、薬師池、弓場池、皿池、新池の適切な維持管理について管理者と協議を行う。
- ・雨水公共下水道を整備するとともに、必要に応じて浸透性舗装の整備などを行う。
- ・海岸部や有田川の河口部付近は、高潮の影響を受けやすいため、老朽化などを踏まえながら必要に応じて防潮堤や樋門の整備を図る。

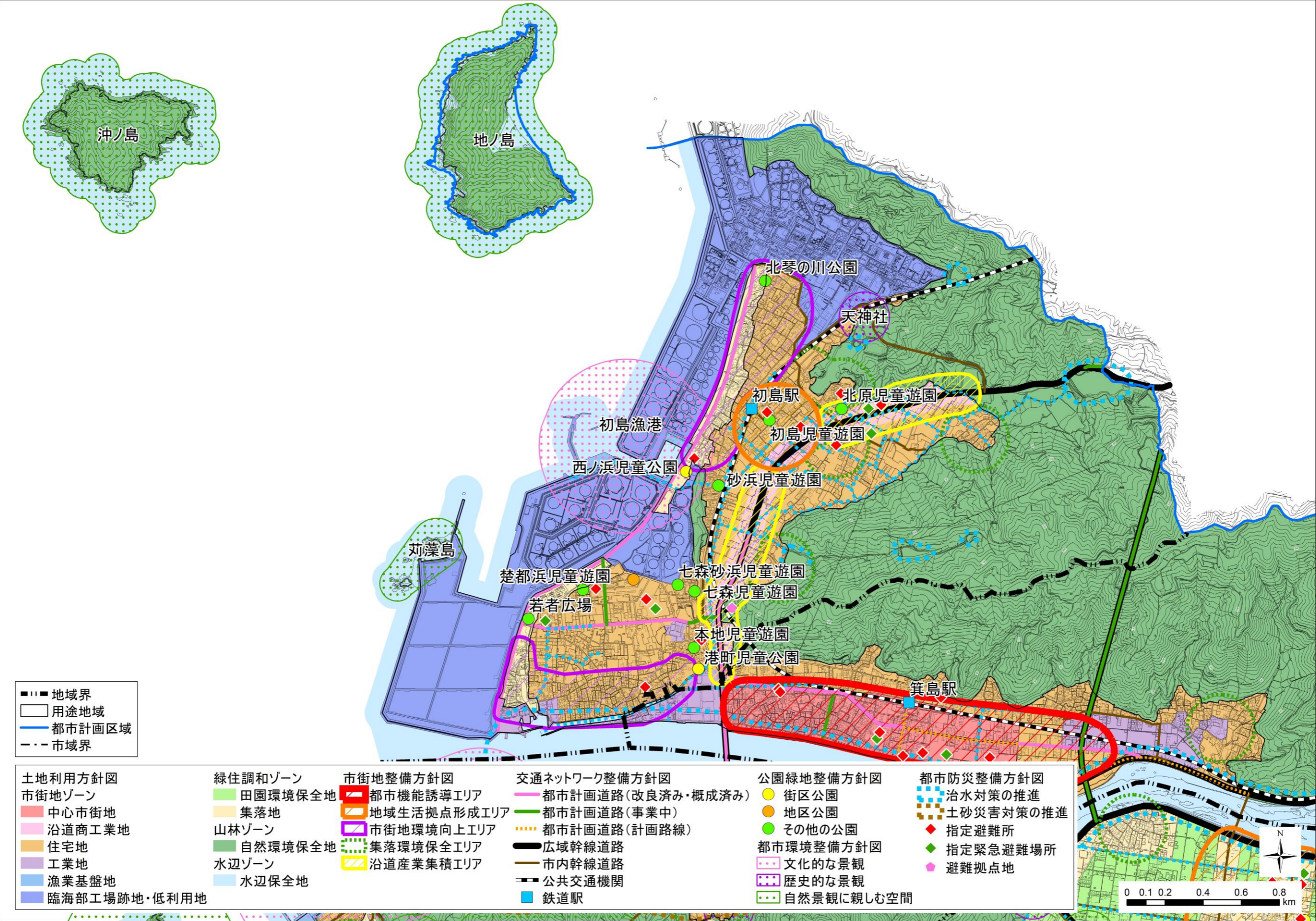
##### ③ 土砂災害

- ・土砂災害警戒区域などでは防災施設の整備を行うとともに、より安全な場所へ宅地の誘導を図る。
- ・土砂災害警戒区域などの現状把握と定期的なパトロールの実施、ハザードマップなどによる住民への周知、集中豪雨や地震時の警戒体制の確立を行う。

##### ④ 都市災害

- ・市街地や集落地では、消防活動に必要な街路空間の確保や建物の不燃化などを促進する。また、大規模施設などは、消防活動空地の確保など消防機能の向上のための指導を行う。
- ・幹線道路及び保育所や幼稚園、小学校などの周辺道路は、歩行者の安全性の確保を図る。

初島・港地域整備方針図



## 4. 宮原地域の整備方針

### （1）現況と課題

#### 1）概況

熊野参詣道（紀伊路）が通る宮原地域は、昔から旅人を相手にした旅籠や店などがある集落として栄えてきた。また、農業を主産業とした集落も山麓に形成された。大正14年（1925年）には、紀勢西線が開通して現在の JR 紀伊宮原駅が設置されたことで平野部に集落が形成され、その後 JR 紀伊宮原駅を中心に比較的まとまった街並みが形成された。

#### 2）地域の現況と市民意向

##### ① 土地利用

- ・宮原町畑などの一部を除く地域全体が都市計画区域に含まれ、用途地域は無指定である。
- ・果樹園を含む農用地は、農用地区域を指定している。
- ・宮原町新町と滝川原は、保育所や小学校などの公益施設用地がある。また、JR 紀伊宮原駅周辺と一般県道沓掛糸我線沿道を中心に商業用地もある。その周辺部には農地や住宅用地がある。
- ・国道480号須谷バイパス沿道は優良農地を中心としながら、商業用地などもある。
- ・長峰山脈の山麓では低層住宅を中心とした農村集落が形成され、果樹園などの農用地がある。

##### ② 市街地・集落地

- ・近年の新築動向は住宅が多く、一般県道沓掛糸我線沿道や既存集落の周辺を中心にみられる。
- ・平野部の集落に隣接する農地を中心に、住宅などの建物用地への農地転用がみられる。
- ・圃場整備が行われ、国道480号につながる道路は幅員4m以上6m未満などであるが、農村集落の生活道路はほとんどの道路が幅員4m未満である。また、身近な公園などのオープンスペースがなく、密集した集落がある。
- ・JR 紀伊宮原駅周辺や一般県道沓掛糸我線沿道は、保育所や小学校などの児童福祉施設や教育文化施設、小売店舗などの生活利便施設が集積している。また、JR 紀伊宮原駅前は駐輪場や駐車場が整備された地域の交通拠点である。
- ・宮原町滝川原は、宮原町新町と連続した低層住宅を中心とする集落があり、集落内は農地が介在する。また、ふるさとの川総合公園が近くにあるが、集落内には身近な公園などがなく、生活道路の幅員が狭い。
- ・宮原町滝、道、東、須谷は、専用住宅を中心とした農村集落が形成され、市街地に比べると宅地規模が大きい。また、身近な公園などのオープンスペースは少なく、生活道路の幅員が狭い。

##### ③ 都市施設

- ・広域幹線道路である国道480号が通る。

#### IV. 地域別整備の基本方針（地域別構想） 宮原地域の整備方針

- ・都市公園 2 か所、その他の公園など 3 か所がある。
- ・地域全体が個別処理区域である。
- ・公民館や保育所、宮原小学校などの教育文化施設や社会福祉施設がある。

##### ④ 都市環境

- ・有田川に面した平野部や長峰山脈の斜面は農地が広がり、潤いある田園景観を形成している。
- ・宮原神社や円満寺、浄念寺などの神社仏閣があり、境内には社寺林などの緑地がある。
- ・長峰山脈に保安林がある。
- ・特色ある観光資源として熊野参詣道（紀伊路）が通り、山口王子社跡広場が整備されている。
- ・JR 紀伊宮原駅周辺は、「有田市美しいまちづくり条例」による特定美観地域に指定されている。
- ・文化財（建造物など）があり、山地には史跡・名勝もある。

##### ⑤ 都市防災

- ・有田川に面した平野部を中心に、計画規模降雨では浸水深 0.5～3.0m未満の浸水が想定されている。想定最大規模降雨では下中島や滝川原の平野部の一部で浸水深 5.0～10.0m未満の浸水が想定される場所がある。
- ・宮原町畑の山地では大規模な地すべり防止区域が指定されている。山地付近では土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域、砂防指定地に指定される場所がある。
- ・村池の決壊時に、ため池の下流地域で浸水が想定される場所がある。
- ・指定避難所が 5 か所ある。

##### ⑥ 地域の将来イメージに関する市民意向

- ・美しい山や川などの自然や農地が多い地域
- ・一戸建ての住宅を中心とした静かな住宅地
- ・道路の沿道には店舗が建ち並ぶ住宅地

#### 3) 課題

##### ① 地域づくり全体の課題

- ・洪水浸水や山地災害などに強く、持続的な地域生活の実現に向けた地域拠点の形成

##### ② 土地利用の課題

- ・住宅地と商業用地や農地などが調和した合理的な土地利用の誘導
- ・優良農地や山林の保全と活用の促進、農村集落の生活利便性の向上

##### ③ 市街地・集落地の課題

- ・駅周辺や幹線道路沿道の生活利便施設などの集積維持
- ・狭い道路の解消などによる密集した集落地の安全性の向上

④ 都市施設の課題

- ・ 広域交通網や市内幹線道路網の利便性の向上
- ・ 道路のバリアフリー整備の促進などによる安全で快適な道路環境の形成
- ・ 公園や緑地の適切な維持管理と防災機能の向上、ふるさとの川総合公園を中心としたレクリエーション空間の形成
- ・ 個別処理施設の適切な維持管理と合併処理浄化槽への転換の促進

⑤ 都市環境の課題

- ・ 交通拠点としてふさわしい都市環境と美しい都市景観の形成
- ・ 文化財の保存や継承と歴史的景観の保全及び観光資源としての活用
- ・ 農村集落の文化的景観や熊野参詣道（紀伊路）及び長峰山脈などの自然環境や自然景観の保全

⑥ 都市防災の課題

- ・ 集落の防災性の向上と避難先や防災拠点の整備
- ・ 有田川流域やため池周辺での水害や、土砂災害などの自然災害への防災対策
- ・ 自主防災組織などのコミュニティの形成促進



#### Ⅳ. 地域別整備の基本方針（地域別構想） 宮原地域の整備方針

##### （２）地域の将来像と整備目標

---

###### １）宮原地域の将来像

地域を包むみどりを守り、熊野古道などの歴史を紡ぐ、  
愛着をもって暮らし続けられるまち

###### ２）地域整備の目標

1. 交通拠点を中心とする地域の賑わいの維持と向上
2. 優良農地や山林、有田川などの自然環境と住環境の調和
3. 自然災害への備えが充実した安全な集落の形成

##### （３）地域の整備方針

---

###### １）土地利用の方針

###### ① 田園環境保全地

- ・優良農地は無秩序な開発を抑制し集落地との調和を図りながら、農業基盤の整備、更新や適切な維持管理の促進などにより営農環境の保全を図る。
- ・法適用は、農業振興地域と白地地域における建ぺい率や容積率などの規制誘導を行う。

###### ② 集落地

- ・JR 紀伊宮原駅とその周辺及び一般県道沓掛糸我線沿道は、生活利便施設などの集積により快適で賑わいある地域生活拠点の形成を図る。
- ・農村集落は優良農地と調和した低層住宅を主とする快適な住環境の形成を図る。
- ・洪水などの災害リスクが高い集落地では、防災対策を強化し安全な住環境の形成を図る。
- ・現在の建物の規模などに配慮しながら、必要に応じた建蔽率や容積率などの法規制により適切な土地利用の規制誘導を図る。

###### ③ 自然環境保全地

- ・長峰山脈の山林は、熊野参詣道（紀伊路）が通る優れた自然環境として保全しながら、観光資源として活用を図る。
- ・山の斜面に広がる農地は、周囲の森林との調和を図り保全する。
- ・法適用は、白地地域における建ぺい率や容積率などの規制誘導を行う。
- ・都市計画区域外の宮原町畑を主とする地域は、既存の建物の安全性を法的に確保するため、必要に応じて準都市計画区域の導入を検討し、適切な土地利用の規制誘導を図る。

④ 水辺保全地

- ・有田川とその沿岸は、洪水などの自然災害に対する防災機能の強化を図るとともに、水辺の自然環境を保全し、親水空間としての活用を図る。

2) 市街地の整備方針

① 地域生活拠点形成エリア

- ・JR 紀伊宮原駅周辺や一般県道杵掛系我線沿道は住環境や田園環境との調和を図りながら、地域の日常生活を支える交通、商業などの機能集積により地域生活拠点の形成を図る。
- ・駅舎の老朽化が進む JR 紀伊宮原駅は、鉄道事業者と連携しながら駅前空間の整備を図る。

② 集落環境保全エリア

- ・農村集落は道路幅員やオープンスペースの確保、災害対策の推進などによる安全で快適な住環境の形成と、公民館などを中心としたコミュニティの維持を図る。

3) 都市施設の整備方針

① 交通ネットワークの整備方針

- ・広域幹線道路網を形成する国道 480 号は、地域の状況に応じて必要な整備を促進し、都市間の連携強化と安全性の向上を図る。
- ・県道と一級市道は、広域幹線道路網を補完する市内幹線道路網として、地域の状況に応じて必要な整備を促進あるいは推進し、都市間の連携強化と安全性の向上を図る。
- ・地域生活拠点や集落地を通る生活道路は通過交通の低減を図りながら、地域住民と協働して適切な維持管理を推進し、セットバックを促進するなど安全な幅員の確保を図る。
- ・夜間が暗く危険な道路は、必要に応じた防犯灯や街灯の整備などによる道路の安全性の向上を図る。
- ・JR 紀伊宮原駅を交通拠点とし、鉄道やバス交通などの機能充実や連携促進により、便利で持続性の高い公共交通の形成を図る。また、誰もが利用しやすい施設整備に向け、バリアフリー化の検討を促進する。

② 公園緑地の整備方針

- ・街区公園やその他の公園は、誰もが安心して利用できる身近な公園として、住民が主体となり、行政と連携しながら適切な維持管理を行う。
- ・必要に応じて、公園などの防災機能の向上や防災公園の整備を図る。
- ・ふるさとの川総合公園は、地域住民やすべての住民が快適に利用できるように、実情に応じた効率的な運営と、適切な維持管理を推進する。
- ・既存の公共施設では、植樹などの敷地内緑化を行う。
- ・歴史とともに形成され、地域住民に親しまれた風景である社寺林や熊野参詣道（紀伊路）などは、地域固有の貴重な緑地空間として保全を促進する。

#### IV. 地域別整備の基本方針（地域別構想） 宮原地域の整備方針

##### ③ 河川・下水道の整備方針

- ・重要水防箇所がある西谷川や宮前川などは、河川などの増水に備えた樋門やポンプ場の整備など治水機能の維持、向上を図る。
- ・警戒を要する村池は、所有者などによる適切な維持管理を促進するとともに、ため池ハザードマップの周知を行う。
- ・個別処理施設の維持管理体制づくりを検討するとともに、合併処理浄化槽の計画的な整備を継続して行い、単独処理浄化槽などからの転換を促進する。

##### ④ その他施設の整備方針

- ・新たなごみ処理施設の建設を推進する。

#### 4) 都市環境の整備方針

##### ① 文化的・歴史的景観の保全

- ・熊野参詣道（紀伊路）や宮原神社、円満寺、浄念寺などの神社仏閣やそのほかの文化財などの歴史的景観は、地域資源への住民の愛着を育むとともに、観光資源としての活用と将来への継承を図る。

##### ② 自然環境・自然景観の保全

- ・ふるさとの川総合公園などの有田川の河川敷を保全し、住民に親しまれる親水空間の形成を図る。
- ・ため池や西谷川、宮前川、そのほかの水路は、自然環境や生態系に配慮した施設の維持管理などを促進し、安全な水辺空間の形成を図る。
- ・社寺林や農地、保安林などの自然環境を保全するとともに、貴重な地域資源としての活用を図る。

##### ③ 田園景観の保全

- ・「有田市美しいまちづくり条例」の特定美観地域に指定された JR 紀伊宮原駅周辺では、住民と行政が連携しながら美しい景観形成を図る。
- ・山の斜面や平野部に広がるみかん畑などの農地を保全するとともに、緑豊かで潤いある田園景観の形成を図る。
- ・幹線道路沿道では田園景観に配慮しながら、沿道景観として連続性や統一性が感じられる景観形成に向け、必要に応じて歩道などの無電柱化を図る。
- ・公共施設は、植栽や外観を適切に管理するとともに、改修や新設にあたっては、田園景観に配慮しながら、住民の意見を取り入れ、住民に親しまれる施設となるように整備を行う。

## 5) 都市防災の整備方針

## ① 地震災害（津波を含む）

- ・集落地では建築物の不燃化を促進するとともに、老朽建築物の倒壊を防ぐため、住宅などの耐震化を促進する。特に、避難所や防災拠点施設、公益施設などは、施設の耐震化や不燃化を行う。
- ・必要に応じて新たな避難先や避難路の確保を図る。また、密集した集落地では、危険なブロック塀の撤去や無電柱化、道路拡幅などにより、避難路や防災拠点施設へのアクセス道路の安全性の向上を図るとともに、防災意識の啓発や避難先の周知を行う。
- ・自主防災組織による避難訓練や防災訓練は、今後も実施を促進する。

## ② 水害

- ・西谷川や宮前川などの河川、水路の治水機能の向上を図るとともに、村池の適切な維持管理について管理者と協議を行う。
- ・生活排水や雨水による浸水害対策として、必要に応じて雨水公共下水道事業や新たな排水路及びポンプ場、雨水調整池、浸透性舗装などの整備を図る。

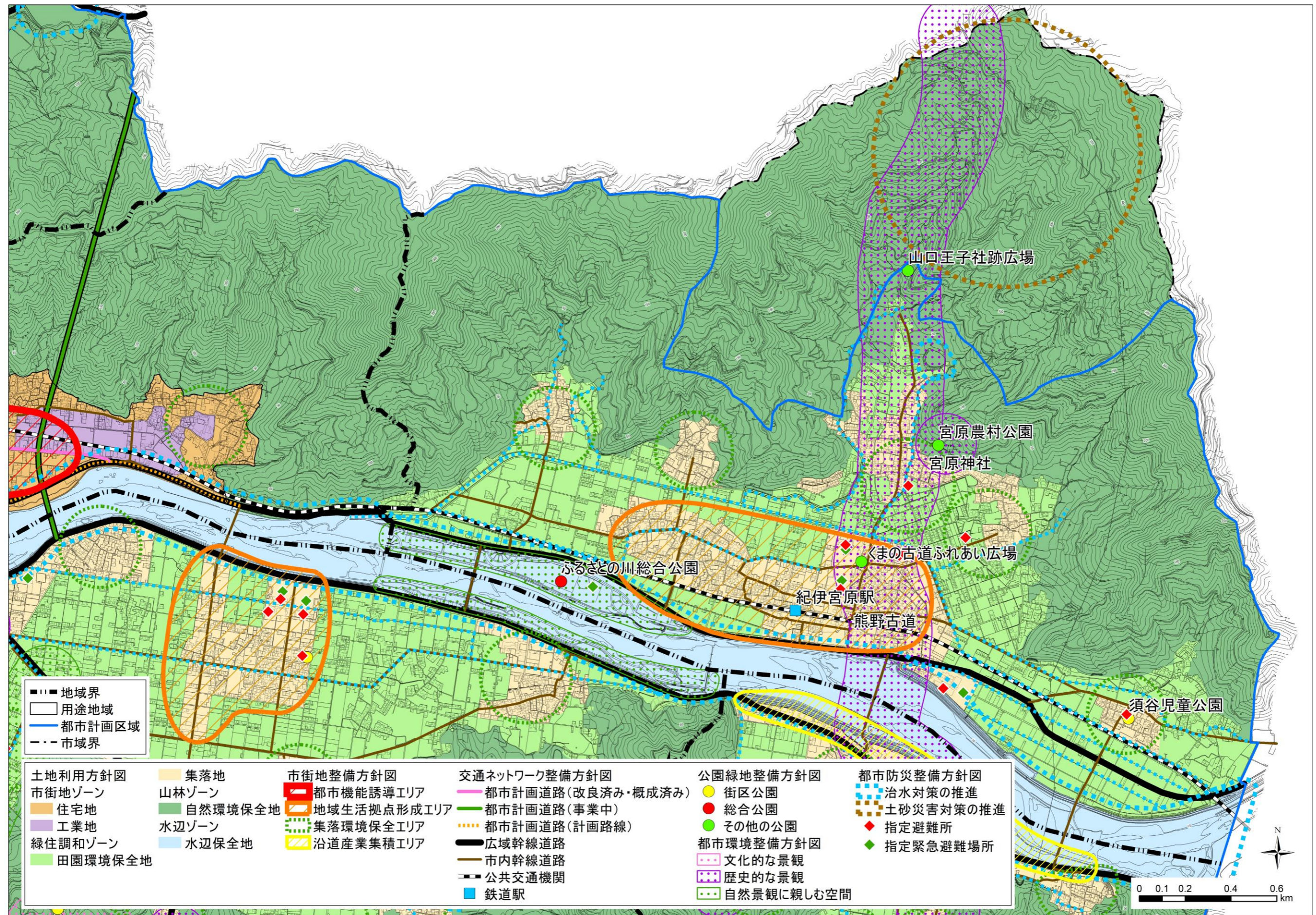
## ③ 土砂災害

- ・土砂災害警戒区域などでは防災施設の整備を行うとともに、より安全な場所へ宅地の誘導を図る。
- ・土砂災害警戒区域などの現状把握と定期的なパトロールの実施、ハザードマップなどによる住民への周知、集中豪雨や地震時の警戒体制の確立を行う。

## ④ 都市災害

- ・集落地では、消防活動に必要な街路空間の確保や建物の不燃化などを促進する。また、大規模施設などは、消防活動空地の確保など消防機能の向上のための指導を行う。
- ・幹線道路及び保育所や小学校などの周辺道路は、歩行者の安全性の確保を図る。

宮原地域整備方針図



## 5. 宮崎地域の整備方針

### （1）現況と課題

#### 1）概況

宮崎町の平野部は、国尾、浄妙寺谷、中御堂の3つの集落を小豆島として、古くから農業を主産業として形成されてきた。このほかの海岸部に位置する辰ヶ浜、逢井、男浦、女ノ浦、矢櫃などは、漁業を主産業とする集落であるが、小豆島の一部として発展してきた。その後、国道42号が整備されたことで、沿道への商業施設や住宅が立地して市街地が形成されてきた。

#### 2）地域の現況と市民意向

##### ① 土地利用

- ・地域全体が都市計画区域に含まれ、山林を除く有田川沿いの平野部では用途地域を指定している。
- ・宮崎町の集落の一部及び矢櫃地区、逢井地区は、用途地域が無指定である。
- ・国道42号及び都市計画道路三谷辰ヶ浜線沿道の既存市街地は、人口密度の維持による生活サービスやコミュニティの持続性の確保のため、有田市立地適正化計画にて居住誘導区域を指定している。
- ・水田や果樹園を含む農用地は、農用地区域を指定している。
- ・国道42号沿道は、商業用地が集積している。
- ・宮崎町の臨海部では、漁業関連施設が集積している。
- ・内陸部の漁村集落は、専用住宅を中心とし、一部に店舗などの商業用地や、球場などの公共空地がある。
- ・国道42号西側の平野部は、農地と住宅用地や商業用地などが混在している。
- ・国道42号以西の一般県道宮崎古江見線沿道では工業用地が集積しているが、住宅用地や商業用地が一部ある。
- ・国道42号以东の一般県道宮崎古江見線沿道は専用住宅を中心とし、工業用地や市立病院などの公益施設用地がある。
- ・矢櫃地区や逢井地区は低層住宅を中心とした漁村集落で、一部に宿泊施設などの商業用地がある。
- ・山間部を通る有田みかん海道周辺は、果樹園などの農用地がある。

##### ② 市街地・集落地

- ・近年の新築動向は、都市計画道路三谷辰ヶ浜線沿道を中心に住宅の新築が多く、国道42号沿道では商業施設の新築も一部みられる。
- ・平野部の農地を中心に、住宅などの建物用地への農地転用がみられる。
- ・箕島漁港周辺の市街地の生活道路は、ほとんどの道路が幅員4m未満である。また、公園などのオープンスペースが少なく、空き家の増加が懸念される密集市街地がある。
- ・集落地の生活道路は、ほとんどの道路が幅員4m未満であり、特に、矢櫃地区及び逢井地区は公園などのオープンスペースがなく、密集した集落である。

#### IV. 地域別整備の基本方針（地域別構想） 宮崎地域の整備方針

- ・男浦の埋立地は、計画的に整備された低層住宅を中心とする住宅地である。
- ・国道 42 号沿道は大規模な小売店舗などがあり、その背後地である国道 42 号以東の一般県道宮崎古江見線沿道は工場や市立病院があり、広域幹線道路の利便性を生かした市街地が形成されている。
- ・空き家が多く点在し、今後も増加が懸念される。

##### ③ 都市施設

- ・広域幹線道路である国道 42 号（都市計画道路弓場古江見線）が通る。また、都市計画道路三谷辰ヶ浜線、浄妙寺線が整備されている。逢井地区アクセス道路が整備中である。
- ・都市公園 1 か所、その他の公園 2 か所があり、球場もある。
- ・古江見都市下水路が整備されているが、地域全体が個別処理区域である。矢櫃地区や逢井地区では漁業集落排水が整備されている。
- ・公民館や田鶴小学校などの教育文化施設、第 1 種漁港の矢櫃漁港や逢井漁港、第 2 種漁港の箕島漁港がある。

##### ④ 都市環境

- ・箕島漁港や矢櫃漁港、逢井漁港は、整備された漁業基盤をはじめ、漁業を主とする特徴的な文化的景観を形成している。
- ・西有田県立自然公園を貫き、優れた自然景観を楽しめる有田みかん海道が通る。
- ・湯浅湾に面した海岸部は西有田県立自然公園に含まれ、リアス式海岸が特徴的で、キキョウランやユウスゲの貴重な群生地である。
- ・浄妙寺などの神社仏閣があり、境内には社寺林などの緑地がある。
- ・有田みかん海道沿道や宮崎ノ鼻周辺の山林に、保安林がある。
- ・文化財（美術工芸品など）がある。

##### ⑤ 都市防災

- ・有田川に面した平野部を中心に、計画規模降雨では浸水深 0.5～3.0m未満の浸水が想定されている。想定最大規模降雨では浸水深 3.0～5.0m未満の浸水が想定されている。
- ・山地付近では、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域に指定される場所がある。
- ・湯浅湾に面した海岸部を中心に、東海・東南海・南海 3 連動地震の際に浸水深 3.0～5.0m、南海トラフ巨大地震の際に浸水深 5.0m以上の津波浸水が予測される場所がある。
- ・指定避難所が 8 か所ある。河南避難拠点地が整備されている。

⑥ 地域の将来イメージに関する市民意向

- ・一戸建ての住宅を中心とした静かな住宅地
- ・美しい山や川、海などの自然や農地が多い地域
- ・道路の沿道には店舗が建ち並ぶ住宅地

3) 課題

① 地域づくり全体の課題

- ・自然災害への防災対策の強化と漁業や商業などの活性化に資する市街地の形成

② 土地利用の課題

- ・幹線道路沿道における商業用地や工業用地などが調和した合理的な土地利用の誘導
- ・居住誘導区域への住宅の誘導
- ・漁港周辺における生産環境の保全と関連施設の集積促進
- ・優良農地や山林の保全と活用の促進、農村集落の生活利便性の向上
- ・漁村集落の生活利便性の向上

③ 市街地・集落地の課題

- ・市街地における商業機能の集積維持と機能向上
- ・狭い道路の解消などによる密集した市街地や集落地の安全性の向上
- ・空き家の増加抑制、利活用の促進

④ 都市施設の課題

- ・広域交通網や市内幹線道路網の利便性の向上
- ・道路のバリアフリー整備の促進などによる安全で快適な道路環境の形成
- ・漁村集落における日常の憩いや散歩のための広場や公園などの整備検討及び防災機能の向上
- ・個別処理施設の適切な維持管理と合併処理浄化槽への転換の促進

⑤ 都市環境の課題

- ・文化財の保存や継承と歴史的景観の保全及び観光資源としての活用
- ・有田川や山林などの自然環境や自然景観の保全

⑥ 都市防災の課題

- ・市街地の防災性の向上と避難先や防災拠点の整備
- ・海岸部や有田川流域での津波や水害などの自然災害への防災対策
- ・土砂災害への対策強化とより安全な居住地への誘導促進
- ・自主防災組織などのコミュニティの形成促進



（2）地域の将来像と整備目標

---

1）宮崎地域の将来像

産業が賑わい、漁港や海道などの個性あふれる風景に親しみ、安らぎあるまち

2）地域整備の目標

1. 漁業や商業など産業の活性化に資する市街地の形成
2. 宮崎ノ鼻や有田みかん海道など自然景観に親しむ空間の保全と活用
3. 自然災害への備えが充実した安全な市街地、集落の形成

（3）地域の整備方針

---

1）土地利用の方針

① 沿道商工業地

- ・国道42号沿道は、周辺の住環境や営農環境との調和に配慮しながら、広域幹線道路の利便性を生かして商業施設を誘導し、商業系の土地利用誘導を図る。

② 住宅地

- ・国道42号及び都市計画道路三谷辰ヶ浜線周辺の平野部は、宅地に介在する農地や産業用地などとの調和を図りながら、快適な住環境の形成し、居住の誘導を図る。
- ・箕島漁港周辺の密集した住宅地は、産業用地などの集積を維持しながら、快適な住環境の形成を図る。必要に応じて準防火地域などの法指定の検討を行う。
- ・津波や土砂災害などの災害リスクが高い住宅地では、防災対策を強化し、安全な住環境の形成を図る。

③ 工業地

- ・国道42号西側の工業地は周囲の住宅や農地に配慮しながら、工業や漁業の振興を支える産業施設の集積を維持し、効率的な土地利用を図る。

④ 漁業基盤地

- ・箕島漁港は和歌山県を代表する漁港基盤施設として、利便性の高い操業環境の形成を図る。魚市場及びその周辺施設は、地場産品を扱う地域資源の発信地であり、住民や来訪者との交流拠点として、地域産業の賑わいにつながるよう適切な管理運営を図る。

⑤ 集落地

- ・農漁村集落は低層住宅を主とした快適な住環境を保全し、農漁業関連施設や生活利便施設の集積を維持することで、持続性の高い集落地の形成を図る。

- ・用途地域の無指定地は、必要に応じて用途地域の指定や道路の位置指定を図る。
- ・津波や土砂災害などの災害リスクが高い集落地では、防災対策を強化し安全な住環境の形成を図る。

#### ⑥ 自然環境保全地

- ・有田みかん海道や宮崎ノ鼻周辺の山林を中心とした山林は、優れた自然環境として保全しながら、観光資源として活用を図る。
- ・山の斜面に広がる農地は、周囲の森林との調和を図り保全する。
- ・法適用は、自然公園区域と白地地域における建ぺい率や容積率などの規制誘導を行う。

#### ⑦ 水辺保全地

- ・有田川とその沿岸や紀伊水道に面する海岸は、洪水や津波などの自然災害に対する防災機能の強化を図るとともに、水辺の自然環境を保全し、親水空間としての活用を図る。
- ・法適用は、自然公園区域などによる規制誘導を行う。

### 2) 市街地の整備方針

#### ① 市街地環境向上エリア

- ・箕島漁港周辺の市街地は、空き家の適切な管理や撤去を促進し、道路幅員の確保などを推進することで、災害に強い安全な市街地の形成を図る。

#### ② 集落環境保全エリア

- ・矢櫃地区や逢井地区の漁村集落は、空き家の適切な管理や撤去の促進、道路幅員やオープンスペースの確保、災害対策の推進などによる安全で快適な住環境の形成と、公民館などを中心としたコミュニティの維持を図る。

#### ③ 沿道産業集積エリア

- ・国道 42 号沿道は道路景観や周辺の住環境及び田園環境に配慮しながら、広域交通網を生かした産業施設の集積促進を図る。

### 3) 都市施設の整備方針

#### ① 交通ネットワークの整備方針

- ・広域幹線道路網を形成する国道 42 号は、地域の状況に応じて必要な整備を促進し、都市間の連携強化と安全性の向上を図る。
- ・県道と一級市道は、広域幹線道路網を補完する市内幹線道路網として、地域の状況に応じて必要な整備を促進あるいは推進し、都市間の連携強化と安全性の向上を図る。
- ・整備中の逢井地区アクセス道路は早期供用開始に向け事業を推進する。

#### IV. 地域別整備の基本方針（地域別構想） 宮崎地域の整備方針

- ・市街地や集落地を通る生活道路は通過交通の低減を図りながら、地域住民と協働して適切な維持管理を推進し、セットバックを促進するなど安全な幅員の確保を図る。

##### ② 公園緑地の整備方針

- ・街区公園やその他の公園は、誰もが安心して利用できる身近な公園として、住民が主体となり、行政と連携しながら適切な維持管理を行う。
- ・必要に応じて、公園などの防災機能の向上や、防災公園の整備を図る。
- ・西有田県立自然公園は貴重な動植物の生息地として、自然環境の保全と良好な風致の維持を図るとともに、自然探勝や眺望などの自然に親しめる空間として活用を図る。
- ・既存の公共施設では、植樹などの敷地内緑化を行う。
- ・歴史とともに形成され、地域住民に親しまれた風景である社寺林などは、地域固有の貴重な緑地空間として保全を促進する。

##### ③ 河川・下水道の整備方針

- ・重要水防箇所がある箕川などは、河川などの増水に備えた樋門やポンプ場の整備など治水機能の維持、向上を図る。
- ・矢櫃漁業集落排水場及び逢井漁業集落排水場は、既存の施設の効率的な管理運営、更新を推進するとともに、集落排水施設への接続に関して、住民に対する広報や啓発を行う。
- ・個別処理施設の維持管理体制づくりを検討するとともに、合併処理浄化槽の計画的な整備を継続して行い、単独処理浄化槽などからの転換を促進する。

#### 4) 都市環境の整備方針

##### ① 市街地の景観の形成・保全

- ・土地利用の用途を適切に誘導するとともに、市街地に介在する農地や緑地、河川、海浜との調和を図る。特に、工業地の景観は、敷地内緑化などを促進し、周囲の住宅地や緑地、山林に配慮した景観の形成を促進する。
- ・幹線道路沿道では、沿道景観として連続性や統一性が感じられる景観形成を図る。
- ・公共施設は、植栽や外観を適切に管理するとともに、改修や新設にあたっては住民の意見を取り入れ、住民に親しまれる施設となるように整備を行う。
- ・市街地に隣接した山の斜面や平野部に広がるみかん畑などの農地は、住環境などへ配慮しながら、身近な緑地空間として保全するとともに、市民農園など住民が緑や土に親しめる緑地としての多様な利活用を図る。

##### ② 文化的・歴史的景観の保全

- ・漁業に係る文化的景観が形成されている矢櫃地区や逢井地区は、交流人口や集落への移住、定住人口の増加に取り組み、地域と漁業の活性化を行いながら、漁業を中心とした文化的景観の保全を図る。

- ・浄妙寺などの神社仏閣やそのほかの文化財などの歴史的景観は、地域資源への住民の愛着を育むとともに、観光資源としての活用と将来への継承を図る。

### ③ 自然環境・自然景観の保全

- ・西有田県立自然公園に指定されている山林は今後も保全し、有田みかん海道は周囲の自然環境と調和した適切な管理を行うことで、美しい沿道景観の形成を図る。
- ・箕川やそのほかの水路などの水辺は、自然環境や生態系に配慮した維持管理などを促進し、住民や来訪者にとって安全な水辺空間の形成を図る。
- ・社寺林や農地、保安林などの自然環境を保全するとともに、貴重な地域資源としての活用を図る。
- ・西海岸エリア誘客プロジェクトに含まれる有田みかん海道と矢櫃地区、箕島漁港は、文化的景観や自然景観を保全し、住民の愛着を育み、観光資源としての魅力を高め、交流人口の増加を図る。

## 5) 都市防災の整備方針

### ① 地震災害（津波を含む）

- ・市街地では、建築物の不燃化を促進するとともに、老朽建築物の倒壊を防ぐため、住宅などの耐震化を促進する。特に、避難所や防災拠点施設、公益施設などは、施設の耐震化や不燃化を行う。漁業基盤地では津波への対応強化を促進する。
- ・津波浸水が想定される地区では、津波避難計画に従い、避難目標地点や津波避難ビルの周知や避難意識の向上を図る。
- ・必要に応じて新たな避難先や避難路の確保を図る。また、密集した市街地や集落地では、危険なブロック塀の撤去や無電柱化、道路拡幅などにより、避難路や防災拠点施設へのアクセス道路の安全性の向上を図るとともに、防災意識の啓発や避難先の周知を行う。
- ・自主防災組織による避難訓練や防災訓練は、今後も実施を促進する。

### ② 水害

- ・箕川などの河川、水路の治水機能の向上を図る。
- ・生活排水や雨水による浸水害対策として、必要に応じて雨水公共下水道事業や新たな排水路及びポンプ場、雨水調整池、浸透性舗装などの整備を図る。
- ・海岸部や有田川の河口部付近は、高潮の影響を受けやすいため、老朽化などの必要に応じて、防潮堤や樋門の整備を検討する。

### ③ 土砂災害

- ・土砂災害警戒区域などでは防災施設の整備を行うとともに、より安全な場所へ宅地の誘導を図る。

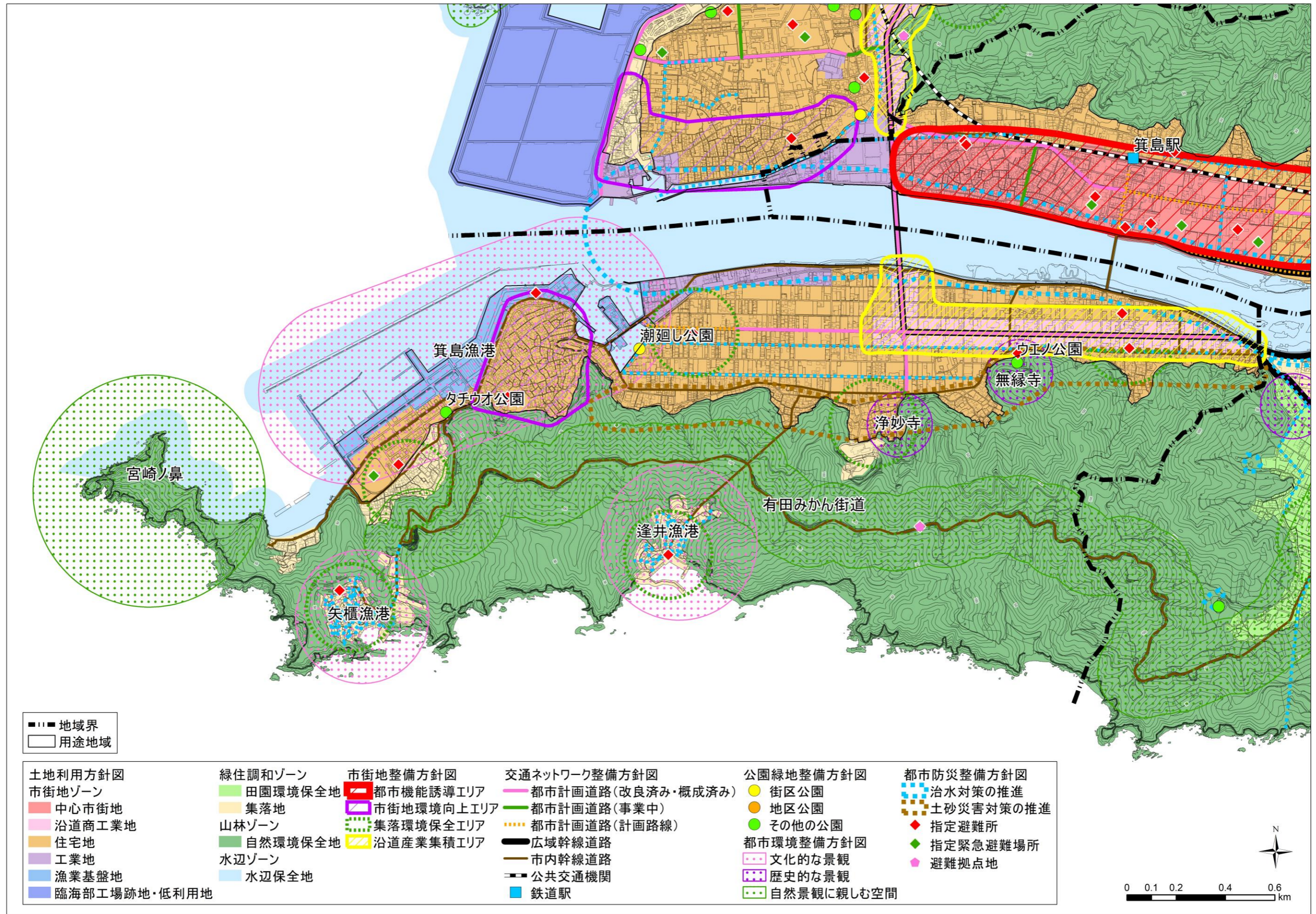
#### IV. 地域別整備の基本方針（地域別構想） 宮崎地域の整備方針

- ・土砂災害警戒区域などの現状把握と定期的なパトロールの実施、ハザードマップなどによる住民への周知、集中豪雨や地震時の警戒体制の確立を行う。

##### ④ 都市災害

- ・市街地や集落地では、消防活動に必要な街路空間の確保や建物の不燃化などを促進する。また、大規模施設などは、消防活動空地の確保など消防機能の向上のための指導を行う。
- ・幹線道路及び保育所や小学校などの周辺道路は、歩行者の安全性の確保を図る。

宮崎地域整備方針図



## 6. 保田地域の整備方針

### （1）現況と課題

#### 1）概況

星尾や千田は、須佐神社の門前町及び農村集落として集積が始まった。その後、辻堂に村役場が立地し、それに伴って小・中学校、農協などの公共公益施設が集積するなど、都市の機能が平野部に形成されたことで集落も平野部へと移っていった。また、そうした施設が立地したことで、辻堂は地域の中心的な機能を担うようになっていった。

#### 2）地域の現況と市民意向

##### ① 土地利用

- ・ 地域全体が都市計画区域に含まれ、用途地域は無指定である。
- ・ 水田や果樹園を含む農用地は、農用地区域を指定している。
- ・ 幹線道路や生活道路沿道に住宅用地や商業用地、工業用地があり、地域全体に宅地がモザイク状に拡散している。
- ・ 国道 42 号沿道は保育所や小学校などの公益施設用地や商業用地、工業用地があり、一部に農地が介在している。
- ・ 主要地方道有田湯浅線や一般県道千田箕島線沿道は、商業用地や工業用地が多い。
- ・ 高田地区は低層住宅を中心とした漁村集落で、一部に宿泊施設などの商業用地がある。
- ・ 山麓では専用住宅を中心とした農村集落が形成され、果樹園などの農用地がある。

##### ② 市街地・集落地

- ・ 近年の新築動向は、地域全体で住宅の新築や農地転用が行われ、地域西部の国道 42 号と主要地方道有田湯浅線沿道では、商業施設や工業施設の新築がみられる。
- ・ 圃場整備が行われ、幹線道路をはじめ幅員 6m 以上 15m 未満の道路が網目状に整備されているが、農村集落や高田地区の生活道路はほとんどの道路が幅員 4m 未満であり、特に地域南部の農村集落では公園などのオープンスペースがなく、密集した集落である。
- ・ 国道 42 号沿道は保育所や小学校などがあり、公民館や業務施設が集積し、地域の生活サービス拠点が形成されている。
- ・ 辻堂は国道 42 号沿道の後背地に低層住宅を中心とする集落があり、集落の周辺では農地に介在して住宅がある。
- ・ 千田や星尾は専用住宅を中心とした農村集落が形成され、市街地に比べると宅地規模が大きいが公園などのオープンスペースは少なく、生活道路の幅員が狭い。

##### ③ 都市施設

- ・ 広域幹線道路である国道 42 号が通る。
- ・ 都市公園 2 か所、その他の公園 1 か所がある。
- ・ 地域全体が個別処理区域である。
- ・ 公民館や保田小学校などの教育文化施設や第 1 種漁港の千田漁港がある。

## IV. 地域別整備の基本方針（地域別構想） 保田地域の整備方針

### ④ 都市環境

- ・千田漁港は整備された漁業基盤をはじめ、漁業を主とする特徴的な文化的景観を形成している。
- ・有田川に面した平野部や山林の斜面は農地が広がり、潤いある田園景観を形成している。
- ・西有田県立自然公園を貫き、優れた自然景観を楽しめる有田みかん海道が通る。
- ・須佐神社などの神社仏閣があり、境内には社寺林などの緑地がある。特に、立神社社寺林は、和歌山県自然環境保全地域に指定されている。
- ・有田みかん海道周辺の山林に、保安林がある。
- ・文化財（建造物など）がある。

### ⑤ 都市防災

- ・有田川に面した平野部を中心に、一部で浸水深 0.5～3.0m未満の浸水が想定され、高山川周辺では浸水深 3.0～5.0m、一部で浸水深 5.0m以上が想定される場所がある。
- ・山地付近では土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地に指定される場所がある。
- ・一本池や鳥間池、鎌池の決壊時に、ため池の下流地域で浸水が想定される場所がある。
- ・湯浅湾に面した海岸部を中心に、東海・東南海・南海 3 連動地震の際に最大 3.0～5.0m、南海トラフ巨大地震の際に浸水深 5.0m以上の津波浸水が予測される場所がある。また、地域西部の有田川に面した平野部では、南海トラフ巨大地震の際に浸水深 2.0～3.0m以上の津波浸水が予測される場所がある。
- ・指定避難所が 4 か所ある。

### ⑥ 地域の将来イメージに関する市民意向

- ・美しい山や川などの自然や農地が多い地域
- ・一戸建ての住宅を中心とした静かな住宅地
- ・道路の沿道には店舗が建ち並ぶ住宅地

## 3) 課題

### ① 地域づくり全体の課題

- ・農地や自然環境の保全と持続的な地域生活の実現に資する地域拠点の形成

### ② 土地利用の課題

- ・宅地のスプロール化の抑止と生活利便施設の集約誘導
- ・幹線道路沿道における商業用地や工業用地などが調和した合理的な土地利用の誘導
- ・漁港周辺における生産環境の保全と関連施設の集積促進
- ・優良農地や山林の保全と活用の促進、農村集落の生活利便性の向上
- ・漁村集落の生活利便性の向上



③ 市街地・集落地の課題

- ・ 公共公益施設や商業・業務施設の集積維持、機能向上
- ・ 狭い道路の解消やオープンスペースの確保などによる、密集した集落地の安全性の向上
- ・ 空き家の増加抑制や利活用の促進

④ 都市施設の課題

- ・ 広域交通網や市内幹線道路網の利便性の向上や公共交通の充実
- ・ 道路のバリアフリー整備の促進などによる安全で快適な道路環境の形成
- ・ 農漁村集落における日常の憩いや散歩のための広場や公園などの整備検討及び防災機能の向上
- ・ 個別処理施設の適切な維持管理と合併処理浄化槽への転換の促進

⑤ 都市環境の課題

- ・ 文化財の保存や継承と歴史的景観の保全及び観光資源としての活用
- ・ 有田川や西有田県立自然公園などの自然環境や自然景観の保全

⑥ 都市防災の課題

- ・ 集落の防災性の向上と避難先や防災拠点の整備
- ・ 海岸部や有田川流域での津波や水害などの自然災害への防災対策
- ・ 自主防災組織などのコミュニティの形成促進

（2）地域の将来像と整備目標

---

1）保田地域の将来像

身近で便利な拠点に集い、美しい海岸や田園とともに安心して暮らし続けるまち

2）地域整備の目標

1. 地域生活を支える地域の核の形成と機能の向上
2. 優良農地や山林、海岸線などの自然環境と住環境の調和
3. 自然災害への備えが充実した安全な集落の形成

（3）地域の整備方針

---

1）土地利用の方針

① 田園環境保全地

- ・優良農地は無秩序な開発を抑制し集落地との調和を図りながら、農業基盤の整備、更新や適切な維持管理の促進などにより営農環境の保全を図る。
- ・法適用は、農業振興地域と白地地域における建ぺい率や容積率などの規制誘導を行う。

② 集落地

- ・平野部の集落地とその周辺は、宅地のスプロール化の防止と合理的な土地利用の促進のため、必要に応じた用途地域の指定や道路の位置指定などにより、適切な土地利用の規制誘導を図る。
- ・国道 42 号沿道や主要地方道有田湯浅線沿道は、優良農地や住環境との調和を図りながら、地域生活を支える広域交通網を生かした商業施設などの産業用地の集積維持を図る。
- ・農漁村集落は低層住宅を主とした快適な住環境を保全し、農漁業関連施設や生活利便施設の集積を維持することで、持続性の高い集落地の形成を図る。
- ・洪水や土砂災害などの災害リスクが高い集落地では、防災対策を強化し安全な住環境の形成を図る。
- ・現在の建物の規模などに配慮しながら、必要に応じた建ぺい率や容積率などの法規制により適切な土地利用の規制誘導を図る。

③ 自然環境保全地

- ・山林は優れた自然環境として保全しながら、観光資源として活用を図る。
- ・山の斜面に広がる農地は、周囲の森林との調和を図り保全する。
- ・法適用は、自然公園区域と白地地域における建ぺい率や容積率などの規制誘導を行う。

④ 水辺保全地

- ・有田川とその沿岸は、洪水などの自然災害に対する防災機能の強化を図るとともに、水辺の自然環境を保全し、親水空間としての活用を図る。
- ・法適用は、自然公園区域などによる規制誘導を行う。

2) 市街地の整備方針

① 地域生活拠点形成エリア

- ・公共公益施設や商業施設などが集積する保田小学校及び一般県道千田箕島線沿道周辺は、住環境や田園環境に配慮しながら生活利便施設などの集積を維持し、公共交通の充実を推進することで地域生活拠点の形成を図る。

② 集落環境保全エリア

- ・高田地区の漁村集落は、空き家の適切な管理や撤去を促進し、道路幅員やオープンスペースの確保を推進するとともに、災害対策の推進などにより、安全で快適な住環境の形成と、公民館などを中心としたコミュニティの維持を図る。
- ・野や辻堂、山地、星尾、千田地区の農村集落は、道路幅員やオープンスペースの確保、災害対策の推進などにより、安全で快適な住環境の形成と、公民館などを中心としたコミュニティの維持を図る。

3) 都市施設の整備方針

① 交通ネットワークの整備方針

- ・広域幹線道路網を形成する国道 42 号及び主要地方道有田湯浅線は、地域の状況に応じて必要な整備を促進し、都市間の連携強化と安全性の向上を図る。
- ・整備中のキララときめきロード（主要地方道有田湯浅線）は、早期供用開始を目指し国や県に働きかけるとともに、広域幹線道路の円滑な接続を推進し、安全で快適な広域幹線道路網の形成を図る。
- ・県道と一級市道は、広域幹線道路網を補完する市内幹線道路網として、地域の状況に応じて必要な整備を促進あるいは推進し、都市間の連携強化と安全性の向上を図る。
- ・地域生活拠点や集落地を通る生活道路は、通過交通の低減を図りながら、地域住民と協働して適切な維持管理を推進し、セットバックを促進するなど安全な幅員の確保を図る。
- ・市街地や地域生活拠点、集落地を結ぶ、日常生活を支える公共交通の充実を推進する。

② 公園緑地の整備方針

- ・街区公園やその他の公園は、誰もが安心して利用できる身近な公園として、住民が主体となり、行政と連携しながら適切な維持管理を行う。
- ・必要に応じて、日常の憩いのための公園や防災公園の整備、公園などの防災機能の向上を図る。

#### IV. 地域別整備の基本方針（地域別構想） 保田地域の整備方針

- ・西有田県立自然公園は貴重な動植物の生息地として、自然環境の保全と良好な風致の維持を図るとともに、自然探勝や眺望などの自然に親しめる空間として活用を図る。
- ・既存の公共施設では、植樹などの敷地内緑化を行う。
- ・歴史とともに形成され、地域住民に親しまれた風景である社寺林などは、地域固有の貴重な緑地空間として保全を図る。

##### ③ 河川・下水道の整備方針

- ・重要水防箇所がある高山川などは、河川などの増水に備えた樋門やポンプ場の整備など治水機能の維持、向上を図る。
- ・個別処理施設の維持管理体制づくりを検討するとともに、合併処理浄化槽の計画的な整備を継続して行い、単独処理浄化槽などからの転換を促進する。

#### 4) 都市環境の整備方針

##### ① 文化的・歴史的景観の保全

- ・漁業に係る文化的景観が形成されている高田地区は、交流人口や集落への移住、定住人口の増加に取り組み、地域と漁業の活性化を行いながら、漁業を中心とした文化的景観の保全を図る。
- ・須佐神社などの神社仏閣やそのほかの文化財などの歴史的景観は、地域資源への住民の愛着を育むとともに、観光資源としての活用と将来への継承を図る。

##### ② 自然環境・自然景観の保全

- ・西有田県立自然公園に指定されている山林は今後も保全し、有田みかん海道やキララときめきロードは周囲の自然環境と調和した適切な管理を行うことで、美しい沿道景観の形成を図る。
- ・高山川やそのほかの水路などの水辺は、自然環境や生態系に配慮した維持管理などを促進し、住民や来訪者にとって安全で魅力的な水辺空間の形成を図る。
- ・社寺林や農地、保安林などの自然環境を保全するとともに、貴重な地域資源としての活用を図る。

##### ③ 田園景観の保全

- ・山の斜面や平野部に広がるみかん畑などの農地を保全するとともに、緑豊かで潤いある田園景観の形成を図る。
- ・幹線道路沿道では田園景観に配慮しながら、沿道景観として連続性や統一性が感じられる景観形成に向け、必要に応じて歩道などの無電柱化を図る。
- ・公共施設は、植栽や外観を適切に管理するとともに、改修や新設にあたっては、田園景観に配慮しながら、住民の意見を取り入れ、住民に親しまれる施設となるように整備を行う。

## 5) 都市防災の整備方針

## ① 地震災害（津波を含む）

- ・集落地では建築物の不燃化を促進するとともに、老朽建築物の倒壊を防ぐため、住宅などの耐震化を促進する。特に、避難所や防災拠点施設、公益施設などは、施設の耐震化や不燃化を行う。漁業基盤地では津波への対応強化を促進する。
- ・津波浸水が想定される地区では、津波避難計画に従い、避難目標地点や津波避難ビルの周知や避難意識の向上を図る。
- ・必要に応じて新たな避難先や避難路の確保を図る。また、密集した集落地では、危険なブロック塀の撤去や無電柱化、道路拡幅などにより、避難路や防災拠点施設へのアクセス道路の安全性の向上を図るとともに、防災意識の啓発や避難先の周知を行う。
- ・自主防災組織による避難訓練や防災訓練は、今後も実施を促進する。

## ② 水害

- ・高山川などの河川、水路の治水機能の向上を図るとともに、一本池や鳥間池、鎌池の適切な維持管理について管理者と協議を行う。
- ・生活排水や雨水による浸水害対策として、必要に応じて雨水公共下水道事業や新たな排水路及びポンプ場、雨水調整池、浸透性舗装などの整備を図る。

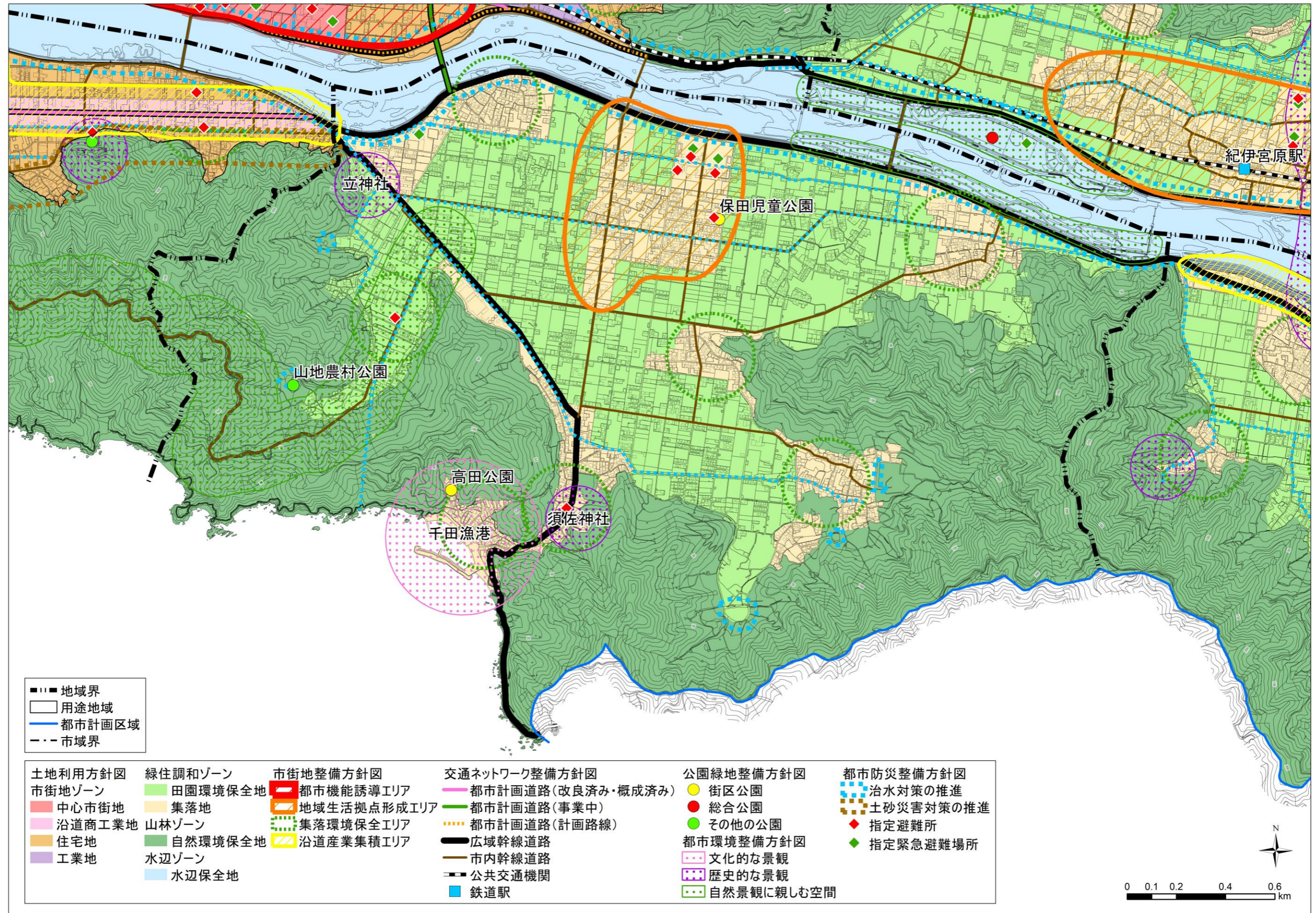
## ③ 土砂災害

- ・土砂災害警戒区域などでは防災施設の整備を行うとともに、より安全な場所へ宅地の誘導を図る。
- ・土砂災害警戒区域などの現状把握と定期的なパトロールの実施、ハザードマップなどによる住民への周知、集中豪雨や地震時の警戒体制の確立を行う。

## ④ 都市災害

- ・市街地や集落地では、消防活動に必要な街路空間の確保や建物の不燃化などを促進する。また、大規模施設などは、消防活動空地の確保など消防機能の向上のための指導を行う。
- ・幹線道路及び保育所や小学校などの周辺道路は、歩行者の安全性の確保を図る。

保田地域整備方針図



## 7. 糸我地域の整備方針

### （1）現況と課題

#### 1）概況

熊野参詣道（紀伊路）が通る陸上交通の要として発展し、中番地区周辺は稲荷神社を中心に小学校や旧村役場などが立地したことで、地域の中心的な役割を果たしてきた。その後、国道 42 号が開通したことで沿道に商業などの施設が集積し、現在の街並みが形成された。

#### 2）地域の現況と市民意向

##### ① 土地利用

- ・ 地域全体が都市計画区域に含まれ、用途地域は無指定である。
- ・ 水田や果樹園を含む農用地は、農用地区域を指定している。
- ・ 地域南部の農地に介在して、一部に宅地がモザイク状に広がる。
- ・ 国道 42 号沿道は、商業用地や工業用地が集積している。
- ・ 地域西部では、集団性の高い水田が広がる。
- ・ 幹線道路の沿道では、公益施設用地や商業用地がある。
- ・ 山麓などでは専用住宅を中心とした農村集落が形成され、果樹園などの農用地がある。

##### ② 市街地・集落地

- ・ 近年の新築動向は、農村集落の周辺で住宅や公共公益施設の新築が多く、国道 42 号沿道では商業施設や工業施設の新築もみられる。
- ・ 平野部の集落に隣接する農地を中心に、住宅などの建物用地への農地転用がみられる。
- ・ 圃場整備が行われ、国道 42 号につながる道路は幅員 4m 以上 6m 未満の道路が整備されているが、農村集落の生活道路はほとんどの道路が幅員 4m 未満であり、公園などのオープンスペースがなく密集した農村集落である。
- ・ 国道 42 号沿道は、沿道サービス施設などの商業施設があり、工場や業務施設もある。
- ・ 山麓では、専用住宅を中心とした農村集落が形成され、市街地に比べると宅地規模が大きい。公園などのオープンスペースは少なく、生活道路の幅員が狭い。

##### ③ 都市施設

- ・ 広域幹線道路である国道 42 号が通る。
- ・ 都市公園ではない、その他の公園が 1 か所ある。
- ・ 地域全体が個別処理区域である。
- ・ 公民館や糸我小学校などの教育文化施設がある。

##### ④ 都市環境

- ・ 有田川に面した平野部や山林の斜面は農地が広がり、潤いある田園景観を形成している。
- ・ 糸我稲荷神社や得生寺、仁平寺などの神社仏閣があり、境内には社寺林などの緑地がある。
- ・ 特色ある観光資源として、熊野参詣道（紀伊路）が通り、くまの古道歴史民俗資料館がある。

#### IV. 地域別整備の基本方針（地域別構想） 糸我地域の整備方針

- ・文化財（美術工芸品など）があり、集落周辺では史跡・名勝もある。

##### ⑤ 都市防災

- ・計画規模降雨では有田川に面した平野部を中心に浸水深3.0～5.0m未満の浸水が想定され、お仙谷川周辺は浸水深5.0m以上が想定される場所が一部ある。想定最大規模降雨では平野部のほとんどで浸水深5.0～10.0m未満の浸水が想定されている。
- ・山地付近では土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地に指定される場所がある。
- ・新池の決壊時に、ため池の下流地域で浸水が想定される場所がある。
- ・指定避難所が2か所ある。

##### ⑥ 地域の将来イメージに関する市民意向

- ・道路の沿道には店舗が建ち並ぶ住宅地
- ・美しい山や川などの自然や農地が多い地域
- ・一戸建ての住宅を中心とした静かな住宅地

#### 3) 課題

##### ① 地域づくり全体の課題

- ・幹線道路沿道の商業用地や工業用地の集積維持と田園環境との調和

##### ② 土地利用の課題

- ・国道42号沿道における商業用地や工業用地の誘導及び集積維持
- ・優良農地や山林の保全と活用の促進、農村集落の生活利便性の向上

##### ③ 市街地・集落地の課題

- ・生活利便施設の集積維持
- ・狭い道路の解消やオープンスペースの確保などによる密集した集落地の安全性の向上
- ・空き家の増加抑制と利活用の促進

##### ④ 都市施設の課題

- ・広域交通網や市内幹線道路網の利便性の向上
- ・道路のバリアフリー整備の促進などによる安全で快適な道路環境の形成
- ・農村集落における日常の憩いや散歩のための広場や公園などの整備検討及び防災機能の向上
- ・個別処理施設の適切な維持管理と合併処理浄化槽への転換の促進



⑤ 都市環境の課題

- ・文化財の保存や継承と歴史的景観の保全及び観光資源としての活用
- ・有田川や山林などの自然環境や自然景観の保全

⑥ 都市防災の課題

- ・集落の防災性の向上と避難先や防災拠点の整備
- ・有田川流域やため池周辺での水害などの自然災害への防災対策
- ・自主防災組織などのコミュニティの形成促進

（2）地域の将来像と整備目標

---

1）系我地域の将来像

沿道の賑わいと緑豊かな農村環境が調和し、歴史や文化を守り、継承するまち

2）地域整備の目標

1. 広域連携軸の利便性を生かした産業用地の集積維持
2. 優良農地や山林などの自然環境と住環境の調和
3. 自然災害への備えが充実した安全な集落の形成

（3）地域の整備方針

---

1）土地利用の方針

① 田園環境保全地

- ・優良農地は無秩序な開発を抑制し集落地との調和を図りながら、農業基盤の整備、更新や適切な維持管理の促進などにより営農環境の保全を図る。
- ・法適用は、農業振興地域と白地地域による規制誘導を行う。

② 集落地

- ・国道42号沿道は優良農地や住環境との調和を図りながら、地域生活を支える広域交通網を生かした商業施設などの産業用地の集積維持を図る。
- ・農村集落は低層住宅を主とした快適な住環境を保全し、農業関連施設や生活利便施設の集積を維持することで、持続性の高い集落地の形成を図る。
- ・洪水などの災害リスクが高い集落地では、防災対策を強化し安全な住環境の形成を図る。
- ・現在の建物の規模などに配慮しながら、必要に応じた建ぺい率や容積率などの法規制により適切な土地利用の規制誘導を図る。

③ 自然環境保全地

- ・山林は熊野参詣道（紀伊路）が通る優れた自然環境として保全しながら、観光資源として活用を図る。
- ・山の斜面に広がる農地は、周囲の森林との調和を図り保全する。
- ・法適用は、白地地域における建ぺい率や容積率などの規制誘導を行う。

④ 水辺保全地

- ・有田川とその沿岸は、洪水などの自然災害に対する防災機能の強化を図るとともに、水辺の自然環境を保全し、親水空間としての活用を図る。

## 2) 市街地の整備方針

### ① 集落環境保全エリア

- ・農村集落は道路幅員やオープンスペースの確保、災害対策の推進などによる安全で快適な住環境の形成と、公民館などを中心としたコミュニティの維持を図る。

### ② 沿道産業集積エリア

- ・国道 42 号沿道は道路景観や周辺の住環境及び田園環境に配慮しながら、広域交通網を生かした産業施設の集積促進を図る。

## 3) 都市施設の整備方針

### ① 交通ネットワークの整備方針

- ・広域幹線道路網を形成する国道 42 号は、地域の状況に応じて必要な整備を促進し、都市間の連携強化と安全性の向上を図る。
- ・県道と一級市道は、広域幹線道路網を補完する市内幹線道路網として、地域の状況に応じて必要な整備を促進あるいは推進し、都市間の連携強化と安全性の向上を図る。
- ・集落地を通る生活道路は、通過交通の低減を図りながら、地域住民と協働して適切な維持管理を推進し、セットバックを促進するなど安全な幅員の確保を図る。
- ・夜間が暗く危険な道路は、必要に応じた防犯灯や街灯の整備などによる道路の安全性の向上を図る。

### ② 公園緑地の整備方針

- ・地域の公園は、誰もが安心して利用できる身近な公園として、住民が主体となり、行政と連携しながら適切な維持管理を行う。
- ・必要に応じて、日常の憩いやスポーツなどのための公園や広場、緑地などの整備を図る。
- ・既存の公共施設では、植樹などの敷地内緑化を行う。
- ・歴史とともに形成され、地域住民に親しまれた風景である社寺林や熊野参詣道（紀伊路）などは、地域固有の貴重な緑地空間として保全を促進する。

### ③ 河川・下水道の整備方針

- ・重要水防箇所があるお仙谷川などは、河川などの増水に備えた樋門やポンプ場の整備など治水機能の維持、向上を図る。
- ・警戒を要する新池は、所有者などによる適切な維持管理を促進するとともに、ため池ハザードマップの周知を行う。
- ・個別処理施設の維持管理体制づくりを検討するとともに、合併処理浄化槽の計画的な整備を継続して行い、単独処理浄化槽などからの転換を促進する。

#### 4) 都市環境の整備方針

##### ① 文化的・歴史的景観の保全

- ・糸我稲荷神社や得生寺、仁平寺などの神社仏閣やそのほかの文化財などの歴史的景観及びくまの古道歴史民俗資料館などの地域資源は、住民の愛着を育むとともに、観光資源としての活用と将来への継承を図る。

##### ② 自然環境・自然景観の保全

- ・ため池やお仙谷川、そのほかの水路などの水辺は、自然環境や生態系に配慮した農業生産基盤としての施設の維持管理などを促進し、安全な水辺空間の形成を図る。
- ・社寺林や農地、山林などの自然環境を保全するとともに、貴重な地域資源としての活用を図る。

##### ③ 田園景観の保全

- ・山の斜面や平野部に広がるみかん畑などの農地を保全するとともに、緑豊かで潤いある田園景観の形成を図る。
- ・幹線道路沿道では田園景観に配慮しながら、沿道景観として連続性や統一性が感じられる景観形成に向け、必要に応じて歩道などの無電柱化を図る。
- ・公共施設は、植栽や外観を適切に管理するとともに、改修や新設にあたっては、田園景観に配慮しながら、住民の意見を取り入れ、住民に親しまれる施設となるように整備を行う。

#### 5) 都市防災の整備方針

##### ① 地震災害

- ・集落地では建築物の不燃化を促進するとともに、老朽建築物の倒壊を防ぐため、住宅などの耐震化を促進する。特に、避難所や防災拠点施設、公共公益施設などは、施設の耐震化や不燃化を行う。
- ・必要に応じて新たな避難先や避難路の確保を図る。また、密集した集落地では、危険なブロック塀の撤去や無電柱化、道路拡幅などにより、避難路や防災拠点施設へのアクセス道路の安全性の向上を図るとともに、防災意識の啓発や避難先の周知を行う。
- ・自主防災組織による避難訓練や防災訓練は、今後も実施を促進する。

##### ② 水害

- ・お仙谷川などの河川、水路の治水機能の向上を図るとともに、新池の適切な維持管理について管理者と協議を行う。
- ・生活排水や雨水による浸水害対策として、必要に応じて雨水公共下水道事業や新たな排水路及びポンプ場、雨水調整池、浸透性舗装などの整備を図る。

③ 土砂災害

- ・土砂災害警戒区域などでは防災施設の整備を行うとともに、より安全な場所へ宅地の誘導を図る。
- ・土砂災害警戒区域などの現状把握と定期的なパトロールの実施、ハザードマップなどによる住民への周知、集中豪雨や地震時の警戒体制の確立を行う。

④ 都市災害

- ・集落地では、消防活動に必要な街路空間の確保や建物の不燃化などを促進する。また、大規模施設などは、消防活動空地の確保など消防機能の向上のための指導を行う。
- ・幹線道路及び小学校などの周辺道路は、歩行者の安全性の確保を図る。

糸我地域整備方針図

